

第九十三回国会 文教委員会連合審査会議録 第一号

昭和五十五年十月三十一日(金曜日)

午前十時二分開議

出席委員

文教委員長

委員 三ツ林太郎君

理事 谷川 和穂君

理事 三塚 博君

理事 嶋崎 譲君

理事 有島 重武君

理事 白井日出男君

理事 小澤 潔君

理事 坂田 道太君

理事 船田 元君

理事 中西 績介君

理事 湯山 勇君

理事 三浦 隆君

理事 山原健二郎君

理事 中村喜四郎君

理事 森 喜朗君

理事 馬場 昇君

理事 和田 耕作君

理事 浦野 然興君

理事 高村 正彦君

理事 塩崎 潤君

理事 木島喜兵衛君

理事 長谷川正三君

理事 鐵治 清君

理事 栗田 翠君

理事 小杉 隆君

通信委員長

委員 佐藤 守良君

理事 伊藤宗一郎君

理事 畑 英次郎君

理事 阿部末喜男君

理事 鳥居 一雄君

理事 秋田 大助君

理事 川崎 二郎君

理事 久保 等君

理事 米田 東吾君

理事 木下敬之助君

理事 村上 弘君

理事 加藤常太郎君

理事 堀之内久男君

理事 鈴木 強君

理事 鴨田利太郎君

理事 吹田 愷君

理事 植 兼次郎君

理事 竹内 勝彦君

理事 藤原ひろ子君

理事 依田 実君

出席國務大臣

文部大臣 田中 龍夫君

郵政大臣 山内 一郎君

出席府委員

第一類第六号(附屬の一)

文教委員会連合審査会議録第一号 昭和五十五年十月三十一日

本日の会議に付した案件
放送大学学園法案(内閣提出第四号)

委員外の出席者

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

放送大学学園法案
(本号末尾に掲載)

○三ツ林委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鈴木強君。

○鈴木(強)委員 私は、最初に、放送法と放送大学学園法案との関連について二つ質問をしたいと思ひます。

今回御提案になっております放送大学学園法案の内容を拝見しますと、その目的が「放送等により教育を行う大学を設置し、当該大学における教育に必要な放送を行うこと等により、大学教育の機会に対する広範な国民の要請にこたえ」とともに、大学教育のための放送の普及発達を図ること」というようにうたわれておるわけでございまして、この放送大学は、放送、いわゆる電波を媒体にいたしまして行われるものだと思います。

したがって、文部大臣にお伺いしたいのですが、昭和三十九年九月八日に臨時放送関係法制調査会から、日本の放送体制に対する基本的な答申が出ておりますが、文相はそのことを御存じでございませうか。

○田中(龍)國務大臣 いままでのいろいろな御説明を拝聴いたしておりますが、なお、詳細な具體的な経緯につきましては、関係の者からお答えいたさせます。

○鈴木(強)委員 いや、そうじゃなくて、あなたは、放送体制というものの基本について答申が出ておりますが、それを知っておりますかと聞いておるのです。ほかの人に説明させるということじゃなくて、あなたはそれをお読みになっておられますかと聞いておるのです。

○田中(龍)國務大臣 開かれた教育という面でわれわれの方は考えておる次第でございますが、放送におきましても、教育の分野におきましてその国家的な任務を果たそうという御意図のあることは伺っております。

○鈴木(強)委員 ですから、あなたは、この答申

については御存じないわけですね。読んでおらないわけですよ。したがって、私がここで申し上げたいのは、少なくとも電波、要するに放送を媒体として行う放送大学でございまして、まず放送体制、放送法上これがやれるかどうか、こういうことを十分に検討した上で、それが決着した上において法案を提出すべきものではないかということです。

参考のために申し述べてみますと、この基本的体制については、いままで長い間いろいろと検討が続けられてきております。放送も多様化してまいりまして、そういう中で答申を受けたものでございまして、ここに「放送の体制に関しては、そのもつ社会的、文化的機能の重要性にかんがみるとき、全国的な公共放送事業体としてのNHKと、経営の自由性をもち、地域社会との密着性を主な使命とする民間放送事業が二本立てとなつてい

る現行制度は、まことに妙味ある制度と考えるので、これを維持すべきである。」、こういうふうにはっきりと答申が出ておるのです。こういう点からいたしまして、いま提案されておりますこの放送法案の中でわれわれが一番問題にするのは、この重大な電波、放送を媒体として行う放送大学の基本になる現行放送法の中では、こういうことはできないのだ、それを、この「附則」というところで、二行書いて、それでこの重大な放送体系についての論議を避けて放送大学をやろうとする、こんなことは絶対に認めるわけにはいかないのです。この放送大学学園法案というものは、これは一体どういふものでございませうか。大臣からお答えください。

○田中(龍)國務大臣 御案内のとおり、われわれは、開かれた教育体制、社会教育の面におきましても、あるいはまた一般教養の面におきましても、特にその点を留意いたしておりますが、同時

に、われわれの方といたしましては、社会教育審議会のUHF並びに電波の割り当てを活用いたしましての答申がございまして、この社会教育審議会での審議が一つの契機となりまして、放送大学の問題が特に組上に上ってまいった次第でございます。

○鈴木(強)委員 社会教育局が諮問をし、答申した当時は、もうずっと前のことでございまして、私も当時からの問題については関係してきています。その答申の内容とは、これは全く違うのです。あの答申は、各地方の教育委員会ないしは大学が免許を取って、そこから放送しないという趣旨なんですよ。

そうなりますと、NHKではすでに教育放送というものをやっておりますね、電波の免許をするときには、教養は何%あなたの放送局でやりなさいという義務をつけて、郵政大臣は認可しているのです。そういったものもある。しかし、また一面、この必要性については私たちは否定するわけじゃないのです。ただ、やり方が非常にむちゃくちゃなのだ。NHKのいまの第3チャンネル、教育放送を強化してやるのか、あるいはどういう経営形態でやっていったらいいのかということが、あの答申をめぐって最終的にあなたの方で一番問題になったところでしょう。

私が聞いているのは、どういう性格で――要するに、経営主体が国営でもない、民営でもない特殊法人放送大学学園だ、こうおっしゃるのではありませんか。そうでしょう。国営になったとしても問題にならない、民営でも大臣、国との関与の関係でまづいだろうというので恐らく特殊法人というものをつくったのでしょう。それならそれで、放送体系との関係でそういうものができ得るような議論を十分やらなければならぬのです。

ところが今日まで、昭和三十九年の臨時放送関係法制調査会の答申がありまして、私も通信委員会におきまして、何回か論議をし、早く結論を出すようにということでしたが、少なくともこの基本だけは、答申の中に厳然とあるわけですし、

二本立てということになっていくわけですから、その重要なところを附則か何かでもってやられてしまつて、その基本を乱すようなことがやられる中でこのことが出てきたというところに問題があるのです。

この特殊法人の経営主体というのは何なのですか。

○田中(龍)国務大臣 なお、過去のそういった経過につきましては、担当官の方からお答えをいたさせます。

○宮地政府委員 先生御指摘のとおり、確かに、勤労者に対する教育の機会を広くするという観点で、社会教育的な観点から議論がされておつたことは事実でございます。その後具体的には、それを受けとめるに際しては、正規の大学として受けとめたらどうかという議論になったわけでございます。さらにNHKとも十分御協議をし、NHKにも御協力をいただいて議論を進めておる、経過としてはそういう経過がございまして、

そこで、一番問題になりました点は、放送局と大学を同時にあわせ持つということでない、放送局と大学とが別々の主体であると、そこに放送法制上の問題と大学としての学問の自由を保障する大学の自治ということの調整を図るという観点から、一つの設置主体で考えていかざるを得ない、それで、一つの設置主体として考える際に、いろいろ方式はあるわけでございますけれども、先生御案内のとおり、国立大学方式でいくことについては放送法制上の制約がある、それから、また私立大学でいくという方式もあり得るわけでございますけれども、学校法人の私立大学でいくということにしましては、国との関与の仕方、私学の独自性というふうなものとの関連で問題点がある、そこで、放送局と大学を一つの設置主体として持つならば特殊法人という形態でいかざるを得ないであろうという結論を、私も検討してきましてこの経過としていたわけでございます。

その点は、衆議院の文教委員会の中に放送教育

に関する小委員会を設けていただきまして、そこでも御議論をいただきました際の結論である、その結論を受けまして、今日御提案申し上げておりますこの放送大学学園法案は、特殊法人を設立するというところをお願いいたしているわけでございます。

○鈴木(強)委員 私は、それは詭弁だと思つております。では、現行放送法上特殊法人の放送ならできると言えませんが、あなたもたは特殊法人だ特殊法人だと言つてカムフラージュをして免許を得ようとし、しかも、そういう考え方で、大学学園法の附則でいいのだということ、二、三行書いて、重大な放送体系の変更をやるうとしてゐるんですよ。これはそんなものじゃないのです。

最近どうですか。財政再建上からいろいろ議論されておりますが、鈴木内閣の閣僚の中で、特殊法人は政府機関だ、だから、剰余金があったら国庫に納付すべきではないか、そういう論が出てきている。

それからもう一つは、教育基本法の第九条第二項、この適用が難則で決められておりますが、これを見ると「放送大学は、教育基本法第九条第二項の適用については、国が設置する学校とみなす。」、こう書いてある。だから、何と云おうと国が全額投資をし、手続はありますが、最終的には文部大臣が学長を任命する、だれが見ても、これは国立大学と変わらない。仮に特殊法人だとあなた方が言うとしても、放送体系を変えなければできないことなんですよ。

ですから私たちは、第一回目にこの法案が提出されたときにも、連合審査をやりまして、なぜこれを一緒にしたのだ、仮に最悪の場合でも分離をして、その放送の基本体制について通信委員会でも十分議論をし、その中で、それではこういう特殊法人の組織にも放送をやらせようという体制がつかれて、初めてこの法案が出てこなければならぬんだ。それを、放送法というのを非常に軽く見ていらつしやるのではないですか。われわれとし

ては、さき申し上げましたようなその答申におきまして、放送体制自体については、基本的にNHKと民間放送の二本立てでいくべきだ、これが厳守されていかなければならないと思つてゐるときだけに、こういうやり方については非常に不安ですよ。

だからこの前も、次は分離して提案していただきたいということを、これは自民党の委員を含めて全委員が連合審査のときには述べております。それは昭和五十四年の五月二十五日の議事録をごらんください。宮崎委員を初めとして質問に立つた委員は、すべてそれを言っているんですよ。にもかかわらず、これで提案はもう四回目ですか、そのことを全く無視して、そして今度も重大な問題をそらして、附則によって放送大学ができるような条件をちよこつとつけ加えてそれでございまして、そういうやり方については、全く国会監視もはなはだしいですよ。そういう中でこれをスタートすることについては、私たちは絶対反対だ、こういう態度をいま堅持しておるわけですよ。

これは理屈の通つたことではない。大臣、どうですか。こんなでたまたまやり方じゃだめですよ。○宮地政府委員 この連合審査におきましても、そのような御質疑をいただいたことは私も十分承知いたしております。

そこで、放送法の改正方法についての御議論がありましたことを踏まえまして、提案に当たりまして、放送法を所管されております郵政当局とも事前に十分その点も私も御相談をいたしたわけでございます。その点は従来から御説明を申し上げておるわけでございますが、この放送大学は、放送を行う大学でございますので、放送が行われなければ本来の意味がないわけでございます。そこで、この放送大学学園が行う放送の位置づけにつきましては規定、つまり、放送法上の位置づけ、この放送大学学園が放送事業者としてどういう位置づけになるかというふうなことにつきましては、たとえばこの放送が正規の大学としての教育に限られるというふうなことでございますと

かそういう点がございいます。そこで、放送大学学園の目的とか業務と密接不可分の関係にあると考えられますので、その点は従来どおりのこの放送大学学園法案の附則で放送法上の必要な改正を行うことが適切であるということで、前回御提案申しましたものと同じ内容の法案で御審議をお願い申し上げておきます。

○鈴木(強)委員 それは何回も聞いていることですから、そういうやり方はいけないと言っているのです。

放送体制を根本的に変えるものですから、この法案については、もっと早く通信委員会に提案をされて、それがなされた上でいろいろ論議をして、その結果、それでは特殊法人としてやるべきであるという結論が出るか出ないか、これは論議してみなければわかりませんが、しかし、そういう論議を経て初めてこれが乗っていくわけじゃないのですか。一番の基本を全く無視したような形で、しかも、附則でもつてやることは、全くおかしいな、非民主的なやり方だということを私は言っているのです。これだけの基本的な改革をやるものが、附則で出してくて押し切ろうという態度について、私は非常に不満だと言っているのです。三百代言のようなことを何回言われても、これは私としては納得できない。

しかし、これは見解の相違でございしますが、そういう点は行政当局も立法府の意見を十分に踏まえて、そして、われわれが審議しやすいように、そして民主的に事が運んでいくようにやるのがあなたの方の責任じゃないですか。そういう点は、この法案は廃案になっても出し、廃案になっても出し、ということでは非常に執念でやっているようですが、そのスタートを見ても、わずかに関東エリヤ、しかも、電波の到達するところ、そうなりますと、平塚の先になると見えなくなってしまう、立川の先になると見えなくなってしまう、そんなちやちやなものを、何でそんなに早く急いでやらなければならぬのか、そういう疑問すら持つのです。近

く放送衛星も打ち上がるでしょう。もう少し準備体制をちゃんと整備して、その上でやってもいいのです。いまやるのは非常に時期尚早だと私は考えるのです。

これは事務当局でなく文部大臣、そういう点は郵政当局とよく相談したという話ですが、われわれは郵政当局に對しても、これはけしからぬことだと言っているわけですが、いま私が言っていることは、決して理屈上無理を言っているわけではなく、決して勤務青年が、大学に行けない人たちが資格を取れる、そしてみんなが勉強できることはいいいことです。ただ、現行法制体系に比べての問題で、何回も言いますけれども、無理なことをちよこつと附則でやるようなことは少しおかしいじゃないか、堂々と基本的な軌道を引いて、その上からやってきたらどうですかということを私は言っているのです。そういう点について全然反省していないのですか。

○田中(龍)國務大臣 本件につきましては、過去十年以来いろいろと御審議の経過もあることと存じます。なお、その間に両当局、郵政関係並びに文部関係におきましても、折衝を繰り返して、また、皆様方の方におかれましても、委員会としていろいろと御相談に相なったことと思うのでございまして、それが幾多の経過を経まして今日の段階に立ち至った次第でございいます。何とぞよろしく御協力のほどをひとえにお願い申し上げます。

○鈴木(強)委員 幾らお願いをされても、その点は私としては了解できません。

それで、これは平行線でございますけれども、私が述べている趣旨は大臣にもよくわかってもらえらると思うのです。ですから、これは今度は三本立ての体制に変わっていくわけですから大変なことなんです。これは十分心しておいてください。それから、次にお伺いしたいのは、放送法第四十四条三項の放送番組編成上の制約がございします。たとえば、「公安及び善良な風俗を害しないこと」、「二つ目には「政治的に公平であること」、「三つ目には「報道は事実をまげないで

ること」、「四つ目には「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」、「こういうようなものがかぶさってくるわけでございますね。

したがって、私も、この制約事項が放送大学における学園あるいは教育の自由を束縛することにならないかという心配をするわけですが、その辺に對する御所見はいかがでございましょうか。大臣、どう考えていますか。

○宮地政府委員 御質問の放送法第四十四条第三項と学園の自由との関連についてのお尋ねでございしますが、先ほども申し上げましたように、放送大学学園の放送は、放送大学の授業としての実質を持つものでございします。そこで、これが放送でありまして以上は、放送の中立公平ということが守られなければならないことも、これまた当然考えられる点でございします。

そこで、放送大学学園法案におきましては、放送大学学園の放送番組の編成につきまして、放送法第四十四条第三項の規定を準用することにいたしております。これは一つには、同一法人、放送大学学園が大学と放送局とをあわせ設置するということにしました放送大学学園のそういう考えからしまして、当然に、大学と放送局とが相互に密接な連携が維持できる、そこで、放送番組の制作に際しまして、大学の側におきましても、放送の中立公平という趣旨に十分留意しながら、つまり、その点は大学自身が適正な自制をすることにありまして、学園の自由、教育の自由の本質を損なうことなく対処できるもの、かように考えております。

○鈴木(強)委員 そういう抽象論で言われましても、私は理解できません。たとえば放送法に「できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」という四号がございしますが、これ一つとしてみましても、たとえばA教授、B教授、C教授といらっしゃいますね、その方々は、たとえば法律解釈をとって見ても、それぞれ見解が違つ場合

だってあり得るのです。そういうときにどうして調整をするのか、学校と放送の方でうまくコンビネーションを組んでやれば、その辺はうまくいけると言うのですけれども、具体的にその学者が持っている考え方を、これは直接に学生を初め不特定多数を含めた者も聞くわけですから、そういう場合に非常に多くの問題が出て、そのけじめがつかないだろう、したがって、法案上はむずかしいとは思いますが、それでも、何らかの配慮をしておかないと、ただ運営だけでできると言われても、了承するわけにはいきませんよ。

○宮地政府委員 具体的に四十四条三項の規定に関連してのお尋ねでございしますが、その第四号の「意見が対立する問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」という規定について、意見が対立している問題については、その論点を明らかにする方策についてこういう特別の規定がございしているということになりまして、その点では大学の講義の方法に對する一種の制約になっているわけでございます。しかしながら、この規定そのもので具体的に講師の学問的見解を述べることが禁止されているものではないと私は解釈いたしております。したがって、そのことによつて学園の自由が損なわれることはない、かように考えているわけでございます。

ただ、それでは実際に放送大学の放送で流す番組の作成過程がどういうようなことになるかということもございしますが、こういう制約を受けております放送番組の制作、実際には各授業科目ごとに、これを担当します教員と放送関係のスタッフとがコースチームのようなものを編成いたしまして、それによつてその中身を検討し、映像化していくということになるかと思ひます。

そこで、大学の教員側のスタッフとしましては、教育内容が放送されるというようにすることに留意し、もちろん、先ほど申しましたような放送法制上の制約ということも念頭に置いた大学、教員側の自らの自制ということもございしますし、また、実際に放送スタッフの側におきましても、もちろん、

学問の自由というようにものに留意しながら対応することになるわけでごさいます。その両者の間でチームを編成して十分検討し、お互いに意見を交換して、その調整を図っていくというように形では対応されていくわけでごさいます。

ただ、それらの調整の点について、何らか調整機関を明定しておいたかどうかという御意見見もいただいております。大学と学園の間における調整、それに任せる方がより適切ではないかというぐあいに私どもは考えているわけでごさいます。

○鈴木(強)委員 具体的な例を一つ出したわけですが、万事そういうことが出てくると思わなくては。教授自身が持つておられます固有の考え、これを否定するものではない、これはできない。そうなりますと、一つの問題に対して違った見解を持つ人たちが、それぞれ同じ問題について論議してくれればいいわけですね、この放送法上から言えば。しかし、実際的にはなかなかそうもいかないでしょう。そうすると、いま言ったスタッフを含めて何か工夫をするというのですけれども、そんな器用なことができるものでしょうか。それはA、B、Cの教授あるいはスタッフを含めて検討して一つの結論を見出すとしても、講義をしていく中では、その教授の持つておられます固有の考え方というのが必ず出てくるはずですね。そうすると、やはりこの法律の制約というものは、学問の自由、教育の自由というものを相当ゆがめていく、こう判断せざるを得ないのです。

ですから、これはもつと慎重に考究をするべき重要な点だと私は思うのです。これは文部大臣、いかがですか。あなたはごさいますか。

○田中(龍)国務大臣 今日われわれが考えております放送大学の構想におきまして、ただいま放送法第四十四条三項でございまして、いろいろな面におきましても意見の対立といったような御見解の問題もありました。しかしながら、大学の方

でお願いいたしました各教授のいろいろな御議論の中で間々そういう問題があるというお話しも、そういう点はいくつかあるかと存じますが、これはいままのところ、そういうことばかり考えておりましたならば、先に進むこともできないような状態でございまして、その点は議論としてそういう御意見のあることは十分承っておりますが、どうぞこの点もよろしく御協力のほどをお願いいたします。

○鈴木(強)委員 それは大臣の答弁としてはちよつと私は受けとめるわけにはいきません。この法律の制約に忠実に従うとすれば、一つの問題について、たとえば教授二人で意見の違いがあるとするれば、教授が交互に同じものについて講義をするということになれば、これはこの法律に抵触しないわけですよ。しかし、そういうことは実際上できないでしょう。朝六時から夜中までやって十八時間ですか、やるのだそうですけれども、それにしても具体的にそのテーマ、テーマについて意見が分かれておるものに対して、二人の教授あるいは三人の教授がそれぞれ立て、同じテーマでやるというようなことはできないでしょう。だから、そういう点は、やはり大臣のおっしゃるような、うまくやりますからよろしくというように、そんなものじゃないですよ。やはり法律的にもきちつと、そういう点はやるとはやっておかなければ、後に悔いを残すと私は思うのです。

○宮地政府委員 先ほど御説明申し上げたわけでごさいますけれども、もちろん、大学教育を行うに際して、放送という手段を用いるわけでごさいますから、放送法第四十四条三項がかぶさるの

当然のことでごさいます。ただ、それと学問の自由との調整は十分なされておるかというお尋ねでございまして、その点は先ほど申し上げましたように、この放送大学学園においては、大学と放送局とを一体のものとしてつくっており、かつ、それについては第四十四条三項と学問の自由との調整は、私どもは、この法制で十分調整できるもの、大学の自治も確保されているものというように、なことで御提案を申し上げているわけでごさいます。

○鈴木(強)委員 大臣の御答弁になった点について、大学局長は、いまおっしゃるわけですが、それにしても、私たちがそれでよいごさいますと、言うわけにはいかないのです。もう少しはつきりと法文化できるものであれば法文化をして、その点の調整をするということにならないと、ただ運営に任せてくれと言われても、それは任せられませんが、大臣の言うように、これはいろいろ検討してやりましたことですからよろしく、こういうことじゃ済まされない問題ですよ。ですからこころは、私たちが皆さんとの大きな考え方の相違になっているわけですが、私は、非常に問題が残っているところだと思っております。これはいまの答弁で私たちがよろしくごさいますと、これはいいわけにはいかない。これはあくまでも御行線をとらざるを得ない、だから、もう一遍出し直さない、こう言っているのです。その方がベターじゃないですか。

○宮地政府委員 大学の自治なり学問の自由の確保という点は、たとえば、これは既存の国立大学におきましても十分私どもは確保されているというぐあいに考えております。

そこで、この放送大学における大学の自治なり学問の自由というものと放送法制との調整はどうかというお尋ねでございまして、その点はまさに、非常に基本的な一つの問題点として私どもも認識いたしております。その点をこの新しい放送大学でどう調和させていくかというところ

が、まさに一つのポイントと申しますか、大学として成り立つかどうかの一つの重要な点だと心得ております。その点については、私どもとしても十分議論をいたし、結論をいたしまして、先ほど申し上げましたように、放送法第四十四条三項の規定がかぶさつておられるけれども、それはやはり大学と放送局とを一体のものとしてこれがつくられており、一つの設置主体であることによつてその調整が可能であるというぐあいに考えておるわけでごさいます。放送法第四十四条三項の規定が、放送によつて行われる教育の部分にかぶさつてくるというところは、放送である以上は当然のことでごさいます。その調整については、いま申し上げたようなことで十分確保されているから、これが大学として成り立つのだというところは、るる御説明を申し上げてきておるわけでごさいます。

○鈴木(強)委員 大臣、いま局長から御答弁があらましたが、一応筋を立てて、確かに放送法制上問題があるというところは認めた上で、しからば、その点を重要視して、それに抵触しないような形で何とか努力をしていきたいという趣旨の答弁がなされたのですが、しかし、大学の自治と言つたて、普通キャンパスでやる場合と放送でやる場合とで、これは全く違うんですよ。そのところから、これは全く違うんですよ。大臣のさつきおっしゃつたことと、いま局長のおっしゃつたこととの間には、やはり考え方がちよつと違つておる。大臣の発言では納得できない。あなた、取り消すなら取り消してください。そして局長の言うとおりであるというなら、これは一応私どもも、見解ははつきり違つておりますけれども、それはまた今後検討したいと思つたのです。

○田中(龍)国務大臣 この放送法第四十四条三項の四号の意見の対立の問題でございまして、もちろん立派な見識のある大学の先生として、その御意見を述べられるわけでごさいますから、いまの対立した意見につきましても、差異の出ることもございまいし、その点は今後の運営によりま

して、さらに進めてまいらなくてはならない重大な論点であると存じます。

その点につきましては、私の前段のお話が明確を欠いておりましたらば御訂正いたしますが、同時にまた、この問題は学問の自由という問題と放送の問題との非常にむずかしい点であるということとは十分に認識いたしております。

○鈴木(強)委員 局長、さつきから私の言っていることは、あなたにもよくのみ込んでもらったと思うのです。それは苦慮しているところだということもわかります。したがって、その点については、もう少し慎重に検討してみてください。われわれもまたいろいろ考えてみますが、あなたの言うことだけでは、これはやはり学問の自由が四十条との関係で抵触をしてくるという結論なんです、私たちは、したがって、それをどうするかということは、いま大臣もちよつと発言がどうだとかこうだと言いましたけれども、局長の言われているような線に沿って、その辺を調整して、放送法なり学問の自由と抵触のないようにしたい、こういうことですから、なかなかそんな器用なことではできないだろう、結局は学問の自由、教育の自由というものが制約されてくるという結果にならざるを得ないと私たち思っているわけですから、その点については一歩も譲るわけにはいかないです。また同じ答弁をすると思えますから、これは平行線でございます、だから、もう少し法制上何かうまくいかにできないのかどうなのか、そういう点は検討したのでしようけれども、さらにもう少し再検討してみるといふ余裕はないのですか。

○宮地政府委員 先ほど来御答弁申し上げていることになるわけでございますけれども、その点は非常に基本的な問題点ということで、いろいろ従来も論議されてきたわけでございます。そしてすでに前国会でも、参考人で塩野東大教授もその点について御説明をされたわけでございますが、その際も、これは大学と放送局とが同一の法人でつくられておるわけでございます、大学が適正な

自制をすることによりまして、学問の自由、大学の自治の確保は保たれておる、放送法四十四条三項の制約がかぶさっておりまして、それは保たれておるのだ、保たれ方としては、放送を通じて教育をするという限りにおいて、その部分について大学自体の適正なる自制によつて、大学の自治なり学問の自由の確保ということが行われているという御説明であつたように承つております。

○鈴木(強)委員 それは参考人を呼んで意見を聞くことは当然のことですけれども、それはたまたま塩野先生がそうおっしゃったのでありまじやうし、また違った参考人は違う意見を持っているわけですから、そこに相違があるのです。あなたは、自分のやったことをうまくフォローするために、都合のいい参考人の意見を持ってきた言っているだけけれども、そんなことでやろうとつたて、それはだめですよ。ちよつと木島委員とこの点関連でわかりますから……。

○佐藤委員長 関連質疑の申し出がありますので、これを許します。木島喜兵衛君。

○木島委員 大臣ね、これは基本的な問題なんです。これは基本的な問題だから、これをやっておつたのでは前に進まない、こう言うのです。あなたおっしゃったことと局長の答弁とは違つたのです。局長の答弁にも問題があるのです、あるが、しかしそれは局長のは、局長としていままでもずっと文部省で考えておつた方針です。その是非はいま私は問いません。というのは、いまこどもつてそれを議論しておつたのでは前に進まない。それでは、これは基本的な問題だから、これで委員会がストップする。それしかない。そこで鈴木さんが、取り消すなら取り消しなさいと言つたのは、基本的な問題であるから前に進まないというところを取り消せと言つたのです。それを取り消さなかつたら前に進みませんぞ。基本的にこのことをあなたはどうか考えるのかというのをびしとして、さっきの発言を取り消しなさい。それでなければ前に進まない。これではストップです。

○田中(龍)國務大臣 私がただいま申ししたこと、いまお話のようにそんな便宜論で、ここで停滞しては困るから早く進んでくれといったようなことを申し上げたわけではないと存じております。問題は、何分にも非常に重大な基本的な問題でございます。しかしながら、過去十年の間にいろいろな議論が交わされておると存するのでございまして、私は、過去の詳細な経緯は存じておりませんが、そういう点はすでにいろいろこの委員会でも御議論になつた問題であらうと存するのでございまして、この議論が進まないからというよう

なことにつきましては、もし誤解がございましたらば、はつきりと訂正をいたします。○鈴木(強)委員 それじゃ、基本的な問題をいまやっておると前に進まないの、よろしくというやうなところは取り消すというわけですね。それははつきり言つてくださいます。○田中(龍)國務大臣 さようでございます。

○鈴木(強)委員 これは平行線でございますので、われわれの方もさらに検討しますが、大臣におかれましては、もう少し国民がなるほどという点を探求してみてください。それから、放送大学の中では教養学部が設置されて、所定の課程を経てきますと学士号がもらえるという仕組みになつておるわけですが、この点についてNHKにちよつとお尋ねをしたいのですが、いまNHKは第3チャンネルで教育放送をずっとなさつておられます。このチャンネルは、少なくとも免許の際に準教育放送として許可をされているわけでございますから、ほとんど教育に関する番組でございますが、特にいまこども問題になつております教養学部が属するとみなされるような放送というものは、いまだの程度放送をおやりになつておりますでしょうか。○田中参考人 お答え申し上げます。現在NHKの方では、教育テレビの方で教育番組というところが七九・八%、それから、いま御指摘の教養番組というところが一九・二%、合

せますと教育と教養で九九%やつておるといふこととでございます。またラジオの方では、教育の方が大体七七・六%、それから教養の方が一〇・四%ということと、合わせますと八八%やつておるといふこととなります。

○鈴木(強)委員 それから今後、さらに教養番組についてはふやしていくようなお考え方はお持ちでございますでしょうか。○田中参考人 お答え申し上げます。いま申し上げたとおりの編成時間あるいは比率で放送をやっておりますけれども、現在NHKが、こういったテレビ、ラジオの特性を生かしてやつておるわけで、現在の放送時間量といったものにつきましては、過去の長い間の経験などにかんがみまして、一応国民の皆さん方の支持を得ているというふうには思つております。したがって、いまの時点でにわかに、教育、教養番組の量をふやすとかあるいは減らすとかというやうな具体的な計画はいまのところ持つておりません。しかし今後とも、NHKに対する国民の皆さん方のニーズ、要望というものが出てまいりましたら、あるいは時代の要請というやうなことがございましたら、公共放送としての使命を十分踏まえつつ、そういう問題については十分検討していくつもりでございます。

○鈴木(強)委員 この放送大学が始まりまして十数年ですが、大体八〇%ぐらいの全国カバーレージをやるといふやうな御計画のやうでございますが、郵政大臣どうでしょうか、いまNHKの方からも教養番組について御見解が示されましたが、この放送大学ができた場合に、NHKの教育放送との関係の中にならぬ影響があるのではないかと。それは学園の放送は放送で体系的にずっとやるでございまして、NHKの方はNHKとして適時適切な教養番組というのをつくられて放送されると思ひますが、いずれにしても、これが競合と思ひますか影響が出てくることは、私は免れないと思うのですが、その辺いかがでございますか。

○山内国務大臣 いろいろお話ございましたけれども、NHKは現に教育放送をやっております。そこに新しく放送大学学園の放送が始まるわけでございますので、教育の面においては十分に話し合いをしてもらわぬといかぬと思います。そうしてお互いにダブらないように有効に放送を生かしていただきたいと思います。こういうふうと考えております。

○鈴木(強)委員 せんだって私は、文教委員会にたまたま傍聴に行っております。電波監理局長でしたか関係ないというふうな答弁をしておりまして、とんでもない答弁をしているなとちよつと私、感じたのですが、いまの大臣のおっしゃることでもわかりました。監理局長より大臣に全責任があるわけですから、そういうふうには私は受けとめておきます。

時間がありませんので、体系的な質問ができなくてどうも残念ですが、大体放送大学が開設される時期とか、これからの計画はどういうふうになるのございましょうか。前回、私が連合審査でお伺いしたときには、それがいつになったらやられるのか、そういう計画は全くお持ちになつておられなかった。その後、何か中長期の計画を立ててこれで行くのだ、予算はこの程度かかるのだというふうなスケジュールはできておりますか。時間がありまけんから、お答えだけしていただいで、内容についてももしあるなら、それを資料として後ほど出していただければ、それでも結構です。

○宮地政府委員 ただいま御提案申し上げております放送大学学園、この特殊法人の設立が認められますと、続いての計画としては、放送大学そのものをつくる段取りになるわけでございます。放送大学そのものをつくりましますのは、この特殊法人が文部大臣に放送大学設置の認可申請をするわけでございます。それと同時に、放送の免許の手続を郵政大臣にするというのが並行して行われることになるわけでございます。

私も現在日程として考えておりますのは、大学の設置認可に約一年を要するというところでございまして、学園の設立が五十五年度でございます。

と、大学の設置が五十六年度になろうかと思ひます。放送局の開設としては五十八年度を目途といましております。したがひまして、実際の大学の学生受け入れとしては、ただいまのところ五十八年度の二学期からということで、ただいま考えております第一期の計画では、以上のような前提で進めていくことにしております。

それから、昨年の連合審査の際にも、全体計画のことにいろいろ御議論がございまして、その後私どもとしても、従来から御説明申し上げておりますように、この放送大学は全く新しい大学であり、かつ放送を使い片や学習センターを置きましてスクーリングを相当重視するというようなことがございまして、具体的なスクーリングのやり方でございますとかそういうようなものについて、まずは東京タワーから電波の届く範囲内での関東地域でスタートさせていただく、そこで、それを順次学年進行で完成をいたしまして、その後においてさらに全国的にカバーをしていく拡大計画を考えていくということで申し上げたわけでございます。

その目的が立つておられではないかという御指摘があったわけでございますが、私どもの考え方といたしましては、ただいま高等教育全体につきましては、五十一年から五十五年までを高等教育の前期の整備計画ということで文部省としては取り組んでいくわけでございます。したがひまして、五十六年から六十年くらいまでを後期の計画ということで取り組んでおります。これは高等教育全体の整備計画ということで取り組んでいくわけでございます。

その際、入学年齢になります十八歳人口の動向がやはり問題になるわけでございます。後期の計画は六十一年度までを目途としておりますが、ただいま申しました十八歳人口は、現在約百五十万人台で一番低いラインで推移しておりますけれども、これから昭和六十五年前後が一番ピークになろうかと思ひますが、約二百万人にまで十八歳人口がふえてくる、その後昭和七十一年度くら

いで百八十万から七十万台で推移することになっておまして、ただいまの十八歳人口の約百五十万人台よりも約五十万人からふえてくるという時期が昭和六十六年から七十年までにかけて出てくるわけでございます。

そこで、私どもといたしましては、高等教育の後期の整備計画は六十一年度までを目途にしてありますが、それから後の約十年くらいの期間でさらにそれに続く高等教育機関の整備計画全体を考へて取り組まなければならないことになっておるわけでございます。

放送大学の全国的な完成と申しますか全国をカバーする用途といたしましては、それらの計画期間内には達成することにしたというところで考へておる次第でございます。

○鈴木(強)委員 きわめて皆さんのもので、七十年に最終的に目標を置いておられるのかさうばりわからせんね。ですから、そういう点がもしあるなら、時間がありまけんから後でひとつ資料として出してくださる。

大学卒業の資格を与えるということも一つのいい点でありましよう、しかし実際には、三分の一の放送、三分の一の学習センターのスクーリング、三分の一の教材による勉強ということとで学生にとっては大変なことだと思ひます。ですから実際に、一般の視聴者のほかに学生として六万円の授業料を払って何人の人が入学するのか、教育の需要予測といったものがどうなつておるのか、私疑問の点の一つなんです。

それから、十一の大学と七つの短大でいま通信教育を実施しておりますが、これとの関連はどうなつていくのか。特に最近の通信教育なんかの実際状況を見てみましても、生徒がだんだんと少なくなつていっているというところ、これも事実なんです。したがって、大変困難な問題だと思ひます。

私が先ほど申し上げましたように、基本的な点もまだ非常に不明確で、長い間確保しておつ

た電波でございまして、しかし、その電波が宝の持ちぐされでいま眠っているわけなんです。もつと具体的に、北海道から沖縄までせめて主要な地域には最初から放送ができるような思い切つたものをやるならいざ知らず、東京タワーから発信をして、そのエリアの人だけが聞ける、そして学生になれる、こんなことは法律に基づく機会均等の精神からいってもおかしいですよ。何でもこんなものを早くやらなければならぬのか、さうばりわかりません。ですから、もう少し周到な配慮をし、もしおやりになるならば、金がかかっても勇断を持ってやるべきではないですか。こんなちやちやなものを何で急いでやるのか、私たちにはわかりません。

したがって、この法案は、この国会ではぜひ撤回をいただいで、もう一度、疑問点を国民が十分理解できるような形で整理をしていただいで、それで電波法、放送法の改正について、ちゃんと分離して通信委員会に出して、ようしそれならばこういうことで大学放送法の方はやることにしましようというふうなきちつとした道筋をつけて、それからおやりになつた方が私はよろしいと思ひます。こんなちやちやなものをやることについては時期尚早です。だから、私は反対します。大臣に答弁を求めれば、それは困るからやつてくれ、こういうことになるから答弁は要りませんけれども、私は、そういう意見を強く述べて終わります。

○佐藤委員長 久保等君。

○久保(等)委員 私ども通信委員会の方では、昨日、例の非常に重要な案件であります郵便料金値上げの法案が衆議院を通過した、そういう情勢の中で大変な重要法案を抱えて審議を続行しておつたわけでありまして、放送大学学園法案の問題についての連合審査をぜひきょうやれという強い要請がありましたが、私自身、きょうもわずかに三十分程度の質問時間しかありません。

そこで、この放送大学学園法案の意味するところは、近代的な電波を使って大学教育をやろうという、きわめて歴史的な画期的な大構想に基づく

教育制度をここにしようとしておるわけであり
ます。当然、単に従来の限られたキャンパスの中
における教育と違つて、電波は限りなくとにかく
普及してまいるわけであります。そういう重要な
問題でございするが、今回の法案は、すでにも
う何回か文教委員会の方でも審議がせられたよう
であります。その間、国会そのものも二回にわたつ
て解散、総選挙といったような事態もあるわけな
んですが、私は、何かしら急いでこの法案を片づ
けようという意図がきわめて露骨に出ておること
につきまして、まことに遺憾に思つております。
そのことをまず劈頭に申し上げて、今回出され
てまいった法案は、国会に提出せられた回数は何
回になりますか、簡単に一言……。

のであります。
放送法の改正問題がずっと前から、この学園
問題に限らず一般的な問題として提起されてお
ります。こういった問題が不問に付されたままで
今回こういう放送法の大改正を、しかも、学園法
案の附則の中で取り上げて提案をしまつてお
る、しかも、その中身を見ますと、第二章の二
を設けて第五十条の二といったように、きわめて
何かに便宜の第一章一条、一章も独立した一章で
なくて第二章の二、一条といつてもこれまた五十
条の二、こういう法体系をもつて提案せられてま
いつておるわけであります。まことに便宜のな
そくな形で提案をせられてまいつておるわけであ
りますが、一体こういう重大な問題について、郵
政省ではどの程度、審議会なり委員会なり、そ
ういったところで検討したのか。昨年の実は連合審
査の機会にも、当時の平野電波監理局長から、十
二分に文部省とも連絡をとりながら、学者あるい
は学識経験者その他専門家の意見を聞いたのだと
いう御説明がありました。が、一体具体的には、ど
ういう場面でいつこの準備放送といったような新
しい制度をつくることを決定せられたのか。
時間がございせんから、きわめて具体的に端
的にひとつお答えをお願いしたい。やつていない
ならやつていない、ひとつ端的にお答え願いた
いと思ひます。

というものが委員として参加しておるわけござ
います。また、組織運営専門委員会というよう
なものも設置されたわけですが、これにも両課長が
委員として参加しておるというようなことでござ
います。
○久保(等)委員　そういう文部省なりの中で、こ
の大学学園を創設するに当たつてのいろいろな準
備の会合、そういったことを聞いておるのじやな
くて、現在ある放送法は、御承知のように公共放
送と民間放送、こういう二本立てになつていて、
したがつて、法律そのものも公共放送と一般放送
事業者といったような形になつておるわけなん
です。その間に今度、国営放送あるいは準国営放
送という解釈の仕方もあるかもしれませんが、と
にかくいずれにしても、従来の放送体系とは違つ
た新しいものを、先ほどちよつと申し上げたよう
に、一章設けて新しい制度をここに発足させよう
とするわけですね。

から公共事業者と二つあるが、今度新しい第三の
いうか、もう一つつくろうというやうな問題、こ
れはここに大変大きな一つの政策を樹立するわけ
ですから、そういったことが何らかの委員会なり
何らかの場で正規にきちつと議論せられて決定さ
れることは当然です。
いまのような問題は、電波法の中に、あるいは
放送法の中に規定せられておる電波審議会あたり
でも扱うことのできないやうな大きな問題なん
です。あの電波審議会というものは、放送秩序を
ためにいろいろな規則が適当であるか否かという
やうな細々としたやうなことを審議することに
なつていますが、いま申し上げたやうなきわめて
重大な決定は、電波審議会といへども扱うやうな
ことにはなつておらないやうです。
それほど大きな問題を、いまのような答弁で
——一体いつどこでだれが決めたのか。世の中に
出て自然に相談してゐるうちにでき上がったの
だ、それで第二章の二を設けたり五十条の第二を
設けたりというやうなことをやつたこと自体、私
に言わせれば、何らの準備もなくして唐突にそう
いうことを決定していい問題ではありせん。こ
れは郵政大臣、直接お答え願ひたいと思つてす。
○山内国務大臣　現在の放送法は、放送体制とし
てNHKと一般放送事業者、この二つあるのでござ
います。が、今度新しく放送大学学園による放送
を始めたいと文部省の非常に強い御意向があつた
わけでございます。郵政省といたしましては、放
送に關しては両者に並んで新しい体制をつくる
というのには認められますけれども、それ以外の点で
放送の根幹に關することは一切従来の放送法に
よつてもらひたい、こういう意向で今回の学園法
の提案がなされてゐる、こういうやうに考へて
ゐるわけでございます。

○久保(等)委員　私も、昨年の五月二十五日の文
教・通信の連合審査に参加してお尋ねをいたしま
した。それから満一年半ばかりになります。少な
くとも通常国会がその間二回あつたと思つたのであ
りますが、長期の通常国会二回においても本案が
廃案になる。いまもお話がありましたように、今
回で四回国会に提出してまいる、しかも中身につ
いては、一言一句も違つた形にはなつておらない。
かねがね私も申しておりましたように、放送法
にとつては非常に画期的な大変な変革をもたらす
案件であるから、ぜひひとつ国会の審議の方法と
しても分離をして提案すべきだということを、私
ども、特に党としては文教部会長、私も通信部会
長をやつておりますが、二人でもつて特に時の文
部大臣あるいは郵政大臣にも強くその点を要望し
てまいつたところであります。また、昨年五月二
十五日の連合審査の機会にもいろいろと注文をつ
けたわけでありました。しかし、今回提案せられま
した法案には何らそういうことについての手直
しなり反省の色が見られない。私は、国会の審議
を一体どう心得てお聞きになつておつたのか、は
なはだ実は疑問に思ふわけなんです、余り時間
がございせんから、端的にお伺ひしたいと思ふ

○田中(眞)政府委員　お答え申し上げます。
この問題は、たしか四十四年ごろから発足した
と思ひますけれども、四十五年九月に郵政省の中
に放送大学放送施設調査会、会長は長谷根一先生
でございすけれども、そういうものを設置いた
しまして、放送大学の放送局の建設費及び運営費
の試算等を行い、四十五年に報告書を提出したわ
けでございす。またその後、文部省の方に放送
大学設置に關する調査研究協議会というものを設置
され、また四十九年五月には、これも文部省の方
で放送大学創設準備に關する調査研究協議会が設置
されたわけですが、そういう調査研究協議
には一応私どもの方の企画課長あるいは技術課長

○田中(眞)政府委員　お答え申し上げます。
特に委員会あるいは連絡会というやうなもの
を、文部省との間で設けたわけではございせん
けれども、今日までいろいろ指摘されましたや
うな、たとえば四十四条の三項をこの法案の中にか
ぶせることが適當かどうか、その他いろいろ御論
議いただいた点について、その都度相談しな
がらまいつたというのが真相でございす。
○久保(等)委員　私が聞いてゐるのは、法案全体
に對してどうやうな問題ではなくて、放送法
の新しい制度をつくるわけですから、新しい体系
を一つつくるわけですから、そのことについては
少なくとも何らかの委員会なり機關で——とにか
く新しく創設しよう、従来、一般事業者とそれか

七

視かもしませんけれども、従来の法律の改正の関連ということで附則改正というのにもたくさんございいますので、その例にならうと私は考えております。

○久保(等)委員 これは見解の相違という問題でないと思ふのです。放送法自体をよく見てください。いかなる素人でもわかるのですが、放送法は現在、第一章「総則」、第二章「日本放送協会」、第三章「一般放送事業者」、第四章「罰則」、これででき上がっているのです。したがって「日本放送協会」と「一般放送事業者」の間に今度一章設けようというのでしようが、その一章も、先ほど申し上げたように、きわめてごくごく、第二章の二、しかも、その一条も五十条の二、それだけです。しかし、従来あつた放送協会と民間放送、こういうものに対して全く異質の放送大学学園という放送事業者を今度はつくるわけですね。

これを大臣、その間にちよつと入れて附則にしたのはあたりまえだというようなお話ですけれども、そういう附則にしたともしないとかいう問題は別にして、私のお尋ねしているのは、そういう重大な第三の放送事業者をつくるのについて、郵政省としては、郵政大臣としては、どういう機関でどういう場所ですつ決めたのかということをお尋ねしているのですから、それに対する明快なお答えをいただければいいので、そういうことはやっておりますというのが事実ならそのとおりと一言言つてもええじゃないのであつて、附則云々の話まで私はここでお尋ねしていいのです。

○山内閣務大臣 文部省の方でいろいろ御検討されまして、放送大学学園をひとつ今度やろうじやないか、こういう御決定に従つて放送法にどういふふうに取り入れていくか、その学園の放送によつて放送法の基本的な問題がどこか変わるというところであれば、先生のおっしゃるとおり、これは全面的に改正しないといけないのでございまして、従来のNHKと一般放送事業者と同じ精神で放送をやつていただく、こういう点について申し

上げていますのでございいます。

○久保(等)委員 時間がありませんから、余りこの問題だけでやつておつても意味がないと思ふのですが、しかし、私がいま申し上げたことを、これは速記録でもひとつ十分に、識者の意見も今後聞いてもらいたいと思ふのです。こういったところで結論を出そうと思つても無理な話ですが、しかし、新しい民間事業者、希望者が申請をして、それを許可するとかしないという問題ではないのです。とにかく今日まで考えられるのは、従来から臨放調でも言われておりますように、二つの体系というものは非常に好ましい理想的な姿なんだという考え方で終始してきています。そういう制度の中に国営放送というものが新しくできることが従来の体系を崩すものでないという、そんな説明はいただけません。そのことだけを明確に申し上げて、なお今後、根本的な問題でありますだけに、私は何か調査会でも設けて、徹底的にひとつ議論をして、この問題について結論を出せということを昨年来申し上げておるのですが、そういったことも一向にやつておらない、まことに私は遺憾でありまして、時間がございませぬから次に移ります。

計画の問題についてお尋ねしたいと思ふのですが、これは昨年の連合審査でも文部当局に私、お尋ねをして、それについては当時、鋭意努力をして、とにかく早く具体的計画をつくりたい、こういうお話が答弁としてございました。もう一年半たつたのですから、文部省で今回非常に急いでおられるようですが、そんなに急がれるなら、少なくとも昨年連合審査でお尋ねしたことについては答えられるような具体的な計画をお持ちのはずであります。そのことについてお尋ねいたしますが、計画自体を見直したということであれば、見直したということについて簡単にひとつお答え願ひたいと思ひます。

○宮地政府委員 お答え申し上げます。先ほど鈴木委員の御質問の際にお答え申し上げた点に尽きるわけでございますけれども、従来、

全国カバーをするめどはいつかということについては、連合審査の際には具体的にはお答え申し上げられなかつたわけでございますが、その後の審議の経過で、先ほども申し上げましたように、高等教育の整備計画全体の中で、五十六年度から六十一年度までが後期の計画でございますが、それに引き続き高等教育の整備計画全体を約十年の期間で定める必要があろう、その中において、この放送大学の全国的な整備についても具体的に取り上げていくというような点で御説明を申し上げて

○久保(等)委員 放送衛星が打ち上げられるということが具体的な日程に上がつておるわけですが、そういう中で昨年の連合審査のときの御説明では、特に例の昭和五十年の十二月におつくりになつた「放送大学の基本計画に関する報告」、この中で具体的な数字等を挙げられておりますが、たとえば例の「全国各ブロックの世帯数の八〇％程度をカバーする」、そういうことを最終的に一つの目標にしておられるようですが、そのときにはおおよそ経費も四百二十億くらいかかるだろうという計算なんですが、これは恐らくもう今日全く架空の問題にならぬ数字だと私は思ふのです。一点、たとえばの話でお尋ねしますが、その最終段階における四百二十億というのは、一体どの程度の金額になるか見直されましたか、ひとつ数字でお答え願ひます。

○宮地政府委員 先生御指摘の基本計画の数字についての見直しはどうかというお話でございますが、私も五十年価格で計算いたしましたものの五十四年度価格による試算は、全体規模の試算としては、いろいろ前提はあるわけでございますけれどももいたしております。

なお、先ほど放送衛星のお話もございましたが、放送衛星をこの放送大学にどう利用するか、積極的に利用すべきではないかという御意見もございまして、それらについても、これは今後、関係省庁間で十分協議をしながら積極的な姿勢で取り組まいたいというぐあいに考えております。

全体規模につきまして資本的な投資額が、五十年年度価格では、これは全体でございまして、約八百六十七億程度でございまして、それを五十四年度価格で試算をいたしますと、約千九十二億くらいになるというぐあいに試算はいたしております。

○久保(等)委員 そういつたものも、私の手元に持つておるのは青表紙のいま申し上げた報告書なんです、そういうことを、これはもう一年半もたつていふのですから、今回、先ほども申し上げたように、この法案をぜひ通したいのだと言つてやられるのなら、ことしというのは無理かも知れぬけれども、五十四年度当時くらいの物価なり人件費なり、いろいろそういうものを積算した形で少なくとも総額程度は、この前には四百二十億というようにことで提案したけれども、まあ今日は、二千億になる、あるいは二千億になる、といったようなことのおおよその数字的なものを、見直したものを整備して、きちつと出すべきだと思ふのです。それもしなくて、たとえば、いまお話にあつた最終的には八〇％カバーというのは、全国おおよそ二百カ所くらいの送信所を設けようというのでしようが、一体送信所を設けるのに、その送信所自体の坪数はおおよそどの程度の坪数を、約二百カ所の送信所をつくる場合にどのくらいの坪数を予定しているのか、これも価格の問題は別にして、一体どのくらいのスペースがあればいいと計算しておりますか。

○宮地政府委員 送信所の建設等具体的な技術的なことについては、郵政省とも十分御相談をしながら、先ほど申し上げましたような試算はいたしておるわけでございます。試算額につきましては、必要でございまして資料としてお出ししてもよろしいかと思つております。

○久保(等)委員 だからトータルした坪数くらい、何坪くらいのことを考えておられるのか言えるのじゃないですか。一方所一方所は要らないから……。

○田中(眞)政府委員 お答えいたします。

またことに不用意でございますが、手元にいま資料がございませぬけれども、私も郵政省の部内でもまた精密な計算をやっておりますので、お許しをいたしまして後刻お出ししたいというふう存じます。

○久保(等)委員 それでは、次にお尋ねします、特に当面の第一期計画、これはことしの九月につくられた「放送大学について」という青表紙の資料をちやうだいしていますが、この四ページにありますが、資本的経費九十七億、ただし、これは何か用地の問題等については全然購入費は含まれていないというのですが、特に土地の価格というものは大変なもので、なになんですが、これも私、六カ所と予定されておりますところは、一々についてお聞きしませんが、トータルではどの程度の坪数をこれまた予定しているのですか。当面、いろいろたいまお考えになっておるのだらうと思うのですが、どのくらいの坪数を予定してありますか。

○宮地政府委員 学習センターとして予定をしておりますのは、約二千五百平米を予定をしておりますので、したがって、それに要します敷地でございしますが、敷地の価格については、先ほど申し上げましたようなことで、ただいま積算の基礎としてはまだ入れていないということでございます。

○久保(等)委員 ですから、その資本的経費九十七億という数字はここに出てくるのですけれども、そういう土地購入費、今日一番問題になるのは土地の問題だと思ふのですが、そういう購入費については数字的に全然示されておらない。これは当面、四年かその前後でとにかく実施をする計画だと思ふのです。だからせめて、そういうことについて、もう少し私に具体的な数字というものが出てこなければならぬと思ふのです。

来年度予算あたりで当然、文部省はすでにもう要求書を出しておると思うのですけれども、五十六年度あたりでの予算の見積もりというのは、現在一体どの程度の放送大学学園について考えて

いるのですか。

○宮地政府委員 五十六年度の概算要求額といったしましては、金額で約十三億を要求いたしております。と申しますのは、ただいま五十六年度予算に計上されておりますのは、出資金その他が計上されておまして、この特殊法人の放送大学学園そのものが認められますと、その第二年度と申しますか、それを平年度化した経費を五十六年度予算額として要求いたしているものでござい

ます。○久保(等)委員 計画については、昨年の連合審査の機会に私がお尋ねした際にも、現在鋭意検討をしておりますところでありまして、いったいどうなことが言われておるのですか、まあ、いまお尋ねするところによりまして、どうも鋭意努力をせられた一年半における計画というもののについて、その間、昨年よりも相当具体的にわれわれに説明をされるという状態にはなっておりません。私は、そういう点から考え合わせまして、なぜこの法案の審議を非常に急がれるのか、その真意が非常に不可解であります。

特に、最後になりましたが、放送法改正の問題に関連して強く昨年来私も要望し、また昨年来、特に国会が、先ほど申し上げたように通常国会が二回も開かれた、当然私は、その間における国会の委員会での審議なりあるいは連合審査における審議なり、そういったものが十分に取入れられて、その上に立つて法案が提案されてしかるべきだと思ふのです。法案そのものは、本来でありますならば、三回も廃案になるような法案は国会に出すべきではありません。少なくとも廃案になるということ、すなわち、国会の意思が、決定をすることができない、要するに適當でないという判定が下つたのと同じことなんですから、そういうものを、三回でも四回でも五回でも何回でも出ますなどというのは、まことに私は国会軽視だと思ふ。また、審議そのものを無視しておると思ふのです。

一体、昨年来国会で審議されたことはどこにと

う生かされておるか、残念ながら何も生かされておりません。このことについて私は嚴重にむしろ警告を発しておきたい。文部大臣あるいは郵政大臣にしまして、もうすでに担当者それぞれ交代してしまつた、そういう中でなおかつ強行しなければならぬ、ぜひひとつ何とか早く成立をさせなければならぬといった理由はどこにあるのですか。特になぜ急がなければならぬのか。また附則の問題で扱うには余りにも大きな過ぎる放送法の改正問題については、分離して単独に出すべきだといふ私どもの主張に対しても一顧だに与えない。

一体それらの理由がどこにあるのか。私は、放送大学といふような、事教育に関するような問題については、与野党を問わず、とにかく全会一致で、やはり将来に対する非常に大きな夢と希望が持てるような形で発足をすべきだと思ふし、放送大学そのものをつくることについては、私どもは決して反対ではありません。できるだけ教育の機会を多く持つ、また特に、放送大学がねらつておるのは、僻地の人たちに教育の機会均等を与えようという考えから発足しているのですから、そういう立場からまいりますならば、放送でなければできない教育の面があると思ふのです。そういう点からいくと、残念ながら、計画を見ると、東京タワーから東京の首都圏方面だけにまず電波を出すという計画だけが先行して、この点だけはある程度はつきりしておりますが、しかし、その後の計画になると全くこととして見通しが立たない、そういう放送大学学園というものを一体なぜ急いでつくらなければならぬのか、まことに私どもは不可解です、非常に大きな疑問を持たざるを得ない。

したがって、先ほど来のこの問題については、法案を撤回して、分離して提案をすること、しかも、放送法の改正問題については、さっき郵政大臣の御答弁がありました、これは全くいただけませんが、調査会等を経て徹底的に議論をする、そういう中で放送法の改正を行い、順序としては大学学園法案を国会に出してまい、そのときに

は附則の中には放送法の一部改正などは入つておらぬわけですから、そういう形の審議をして、堂々と審議をし、堂々と国民一般に、衆知を集める形で、放送大学学園として将来皆が非常に希望の持てることが約束せられるような学園をつくつてもらいたいと思ふのです。

もう時間が参りましたので終わりたいと思ひますが、本日の審査における私の質問時間そのものもきわめて窮屈な中で、昨年来の私自身が質問いたしましたことについては、重複を避けてお尋ねしたつもりなんですけれども、しかし、少なくともいずれも根幹に触れる問題であらうと思ひますから、ぜひ慎重に扱つてもらいたいと思ふし、この法案そのものは当然撤回してしかるべきだといふことを申し上げて、私の質問を終わります。

○佐藤委員長 阿部未喜男君。

○阿部(未)委員 まず、文部大臣と郵政大臣に伺いたいのですが、先ほど来同僚の議員がぐくくするほど質問をされておるのに、御答弁がどうも聞いておつて私には納得がいかないものでござい

ます。この放送大学学園法案が今回で四回目の提案であるということでございますが、なぜこの学園法案が成立をしないのでしょうか。学園法案が四回も成立をしないという理由について、文部大臣はどうお考えか、郵政大臣はどうお考えか、そこ

から承りたいのです。

○田中(龍)國務大臣 お答えをいたします。

この放送大学学園法案の問題につきましては、今日の日本のありようから申しまして、開かれた教育、開かれた大学、生涯教育という面から申しますと、教養の面におきましても非常にレベルが高くなつておる次第でございます。同時にまた、大学の教育にいたしましても、この新しい放送、ラジオ、テレビというものを活用いたしました大学を近代的につくらなければならぬということ、は、われわれの念願でございますと同時に理想でございます。さようなことから御提案を申しまして、以来もはや十年近くを経過いたしておるの

だくことができずして理由をいたしましては、私は、この放送大学の内容というよりも、むしろいろいろな客観的な政治情勢あるいはまた国会のあり方というようなことから御成立をいいたけなかったというように考えるのでございます。

同時にまた、昨年出しました法案をそのまま御提案申し上げておりますのも、そういうふうな経過を踏まえまして再度御提案申し上げた次第でございます。よろしくお願いいたします。

○山内国務大臣 文部大臣のお答えしたと大体同様でございます。

○阿部(末)委員 先ほども議論がありましたけれども、いわゆる三回、今回は四回目でございますが、いままでは廃案になったり、あるいは成立をしなかったのはいろいろな政治情勢等とおっしゃいますが、それでは政治情勢がどう変化をしたから今回お出しになったのですか、そこをお伺いしたいのです。

○田中(龍)国務大臣 法案の内容におきましては、政治情勢は内容的には変わりませんので、法案もそのまま再提出させていただいたわけでございます。

○阿部(末)委員 きわめてふまじめで、まるで答弁になっていないでしょう。廃案になったものを今回また提案をする。なぜ廃案になったのかと言ったら、政治情勢がいろいろあつて今日まで成立ができなかった。廃案になつても一度出さうという事は、政治情勢が変わつたら改めて提案をされた、こう私は受けとめたのです。そこで、政治情勢がどう変わったというふうにお考えになつておられるのか、こう聞いておられるのです。政治情勢がどう変わったから、廃案になったものを改めて提案したのか、そこを聞かしてもらいたいのです。

○田中(龍)国務大臣 お答え申し上げます。おすの、この法案の内容そのものは、全く変わつてはおりないのですが、その間政治的に、いろいろ解散その他の経過がありましたことは、先生よく御承知のとおりでございます。そのこ

とを私は申し上げておりますので、案それ自体はりっぱな法案でございますし、前に御提出いたしましたものをそのまま提出させていただきます。

○阿部(末)委員 逆なんです。国会の審議を通じていろいろな御意見を承った上、法案の内容をこう変えますから、もう一度御審議をいただきたいというのならば、これは明らかに国会等に対する行政府の責任を明確にしたものでございまして、しかし、法案の内容が変わらないからそのまま出すのはあたりまえでしよう、まさに国会をばかにした話で、変わらぬものならば、廃案になった途端に終わつておられるのです。変わったから法案の内容をこう変えますので御審議をお願いしたいというの筋ではないのですか。どういふことなんでしょうか、これは。

○宮地政府委員 先ほどの御説明でも申し上げましたが、放送法改正についての経緯については、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。もちろん、従来の国会のこの法案についての審議については、私どもとしても、検討すべき点を十分検討いたしておるわけでございます。

ただ、この法案そのものが、特殊法人の放送大学学園法案としての御提案でございます。いろいろ論議の中で出てまいっております点は、今後、この放送大学を實際に運営していくに当たりまして、大学の自治の確保でございますとか、そういう点でどうかというような点がいろいろ御議論が出されております点については、私ども法律の規定として、現在の規定で確保されていると考えておりますが、なお、具体的な運営そのものは、今後、大学がみずから運営をしていくに際して大学に任せざるべき点も大学の特質として当然あるわけでございます。その際に、国会の御審議はその運営に当たつて十分に生かしていただくように、その点は私どもとしても、十分そういう配慮で対応したい、かように考えております。

○阿部(末)委員 そこで、前回の審議の過程での具体的な例を申し上げますがわれわれとしては、現行放送法制上重大な変更を加える内容のものであるから、したがって、放送法の改正については、切り離して十分な議論ができるようにしてもらいたいということを強く要請してきたことは、先ほど来同僚の議員が述べたとおりでございます。それだけ放送法の改正と放送大学学園の設置とを切り離して提案をしてもいいという国会の強い意思に対してどうお答えになつておられるのですか。

○宮地政府委員 先ほどもお答えした点でございますけれども、廃案になりました後、私どもとしても、郵政当局、さらに法案の内閣法制局等の審査の段階におきましても、その点を十分議論いたしまして、やはり私どもの結論をいたしましては、この放送大学学園法案の仕組みと放送法制上の位置づけというものは密接不可分な形でございます。ので、先ほど郵政大臣もお答えになりましたような通常の形式としての放送大学学園法案の附則でその改正を考え、今回御提案させていただいたというの、その間の経緯でございます。

○阿部(末)委員 だから、国会の議論を無視しておつたやうなものです。国会の議論は、明らかにこれは切り離して提案をされるべきものであるということになつておつたはずであります。それをあなた方の一方的な解釈で附則でやつた方が、そういう例もあるのだからよろしい、こういう御答弁でございますが、しかし、附則でやらなければならぬという理由が一体具体的にどこにあるのですか。切り離したらどういふ不都合が生ずるのですか。そこをひとつ明快にしてもらいたいのです。

○宮地政府委員 先ほど来、御答弁している点でございますけれども、放送大学学園法案では、これは放送大学を設置するわけでございますけれども、放送大学でありまして以上は、放送による教育を行うことが大前提ということにならうかと思ひます。そういういたしますと、この放送大学学園そのものが、放送事業者といたしまして、放送法制上の位置づけがどうなるかということが定められましても、放送大学学園そのものがつくられましても、その放送法制上の位置づけというものが、やはり放送大学学園がつくられます以上は、それ

が放送法制上の位置づけとしてどうあるべきかというところが、議論としてはその点が――放送法上の位置づけというものを前提としなければ放送が行えないというようなこともございしますので、そういうことで、私どもとしては、放送大学学園法案の改正と放送法の改正という点は、密接不可分で切り離すことが適切でないという判断で、附則の改正で御提案申し上げます。かような次第でございます。

○阿部(末)委員 法制局お見えになつていますか。――これは一昨年にになりましたか、私どもの通信委員会、郵便貯金法の一部改正の際に、いわゆる進学ローンの取り扱いについて国民金融公庫法の改正と郵便貯金法の改正とは、まさに密接不可分ではありましたが、明らかに別個の法案として審議、成立せしめた経過がございますが、その場合と今回の場合にはどういふ違いがあるというふうにお考えですか。

○関(守)政府委員 お答え申し上げます。

進学ローンのときの議論の経緯は承知いたしておりますけれども、その場合には、国民金融公庫法の改正の問題と、それから郵便貯金法でございます。その関係で、それにたしかあれば国民金融公庫からの貸し付けの方だったと思ひますが、それを郵政省に移すのについて、これは国民金融公庫法の改正でいくということで、これは国民金融公庫の業務と密接な関連があるということで、そういうふうにしたのだと思ひます。

それから、進学ローンのもとと申しますか、あの郵便貯金に一つの制度を設ける点につきましては、これは郵便貯金法だったのですかの方でやらなければならぬということ、法律としては二つに分かれておつたということだと思ひます。今回の場合は、先ほど大学局長からも御説明がありましたが、放送大学をつくる以上は、その放送を行うという前提として放送事業者の規律をするという、事業者としての規律が必要になる、それは放送法の体系であるということでございます。

すので、それは当然、放送大学を設置して、その運営をするという以上は必要になってまいりますので、そこで、放送法の改正を附則に織り込んだということでございます。

○阿部(未)委員 このことは、議論しても始まらないのですが、しかし、郵便貯金法の改正の場合には、国民金融公庫が進学ローンというものを、その中で郵便局も一つの窓口となるという、きわめて軽微な内容の改正であつたけれども、明らかにこれを二つに分けて、それぞれ審査をしたいきさつがあります。むしろ今回は、そういう内容ではなくて、いわゆる放送法体系全体にかかわる重大な問題ですから、国民金融公庫法と関連する郵便貯金法の一部改正法案でさえ分離して審査をしたものを、日本の放送法上の大問題であるのに、なぜ附則でもってやらなければならぬか、その扱いが統一を欠くではないか、このところをお伺いしておるのです。どうですか。

○関(守)政府委員 今回の改正につきましては、確かに御指摘のように、放送大学を放送事業者として位置づけることにつきましては、放送法上の問題としては重要な問題だろいかと思ひます。ただ、その仕組みと申しますか、それが放送大学学園をつくるということに伴ひまして当然に一体としてそういう放送事業者としての位置づけが必要になるということでございますので、切り離してその提案を申し上げるというのにはむしろふさわしくないのではないかという感じがいたすわけでございます。

○阿部(未)委員 そこで、文部大臣にお伺ひしますが、確かに放送大学学園というものが国民にいろいろ有益な効果をもたらすであらうという点について、私も、必ずしも反対するものではないでございます。ちよと原子力というものがエネルギーとしてきわめて効用の高いものであるということが議論をされておる、しかし同時に、原子力はきわめて危険な物質であるということについても議論をしなければならない。いまの議論は原子

力の効用についての述べられて、原子力の危険性について考えられていないのではないかと。いま放送法体系が、先ほど述べられておりますように、公共放送であるNHKと一般放送事業者に免許をする、いわゆる民間放送の二本立てが最も好ましいというのが今日までの議論でありました。しかし、もしそうでないとするならば、現行放送法制上、国が放送局の免許の対象とならないというたてまえをとつてきておる理由は一体どこにあるのでしょうか。

○田中(龍)國務大臣 非常に重要な大学の教育というものは、御案内のとおりに教育の大憲といひましてあくまでも中立性がなければならぬとせんし、あくまでも公益性がなければならぬという問題、それと今回の国が行います社会教育あるいは生涯教育、さらにまた、そこには一定の資格も与えるという今回の放送大学学園法というものは、この国の大学によります法制、それでは直接行うことができないラジオ、テレビというものを行わなければならないということ、それから放送法によります規制、そういうふうなものを、両方相ままして別途な特殊法人をつくることによつて解決したい、かような理想を考へておる次第でございます。

○阿部(未)委員 教育が非常に大切であることは、私もよく承知しております。しかし、誤った教育はいけないということも、これは間違ひないはずでございます。誤った教育をしてはいけない。それはたとへば戦前の軍国主義的教育などというものはいけないということが、いま明らかに憲法の中で反省されておるところでございますが、そこで私が伺ひたいのも、どうも文部大臣ではわからぬようですから、電波監理局長、見えていますか。——今日までの放送法制上、国が放送局の免許の対象たり得ないというたてまえをとつてきた理由はどこにあるのか、それをお聞ひします。

○田中(真)政府委員 お答えいたします。ただいまお尋ねのございましたように、放送制度の趣旨から見まして、現行の放送法は国が放送

事業者となることは予定しておりません。これは国という非常に強い力のあるものが放送という非常に影響力の強いものを行使することは好ましくないという考え方かと思つております。

○阿部(未)委員 文部大臣、お聞きになりましたか。そういうきわめて危険な内容がある、国が放送を持つことは非常に危険だという考え方から、歴史的な経過を踏まえて国が放送局の免許の対象としないというたてまえが大体でござつておるわけですか。ところが、この放送大学学園法は、国に準ずるものに放送局の免許を与えようとしておるのです。私は、これは非常に危険だと思つておる。なぜ一体、この大学を国立大学にしないのですか、まず、そこからお伺ひします。

○宮地政府委員 お答え申し上げます。先ほど設置主体をなぜ特殊法人にしたのかというお尋ねの際に申し上げたわけでございますけれども、放送大学の設置形態としましては、放送大学という観点から着目すれば、国立大学にするということも私立大学とすることも考え方としてはあり得るわけでございます。ところが、放送大学を国立大学といたしますと、その大学が放送局を開設することになるといふことになりまして、先ほど電波監理局長が御説明いたしましたように、国立大学という形であれば、国が放送局を持つというところは、放送法制の基本的なたてまえに抵触するから、その形はとれないということでございます。

○阿部(未)委員 いま大学局長が御答弁なさつたとおり、やはり政府としても、国が放送局の免許の主体となることは好ましくないというお考えから、それにかかわるものとして考え出したのが放送大学学園という特殊法人でございます。この特殊法人は国が全額出資をして、その運営に国が予算のすべてを負担するたてまえになつておる、そういう内容でしよう。それは明らかに隠れみの、いわゆる国営の放送はどうもぐあいが悪いから、こういう特殊法人をつくつて、そこにやらせようということ、しかし私は、その場合、国家権力の及ぶ

内容としては、国立であらうと特殊法人であらうと、国が全額投資をし、その運営の負担をする以上、内容は変わらないと思う。名前が特殊法人だらうと国立大学だらうと内容は変わらない、だから、きわめて危険な国営放送の形態を持つてくる、そう考えるから、私も、放送法の根幹に触れる問題だ、こう申し上げておるのです。

特殊法人ならば構わない、国ならばいけないという言葉ではないのです。私は、内容が大事だと思つておる、その点どうお考えでしょうか。

○宮地政府委員 お答え申し上げます。

放送大学学園という特殊法人の形でお願いをいたしておるわけでございますが、御案内のとおり、これは学校教育法上の正規の大学として位置づけるわけでございます。したがひまして、行います放送は、大学教育のための放送ということになるわけでございます。先ほど来御説明を申し上げておりますように、この放送大学が大学の自治を持つておることは当然の前提になるわけでございます。

なお、大学の自治そのもので申し上げますと、国立大学についても、もちろん大学の自治は保障をされておるわけでございます。それと同様に、この放送大学におきましても、当然、大学の自治、学問の自由というものは保障されるわけでございます。したがひまして、その行われまふ放送というのは、大学教育のための放送ということでございますので、私も、その点が放送法制に引ひかかる問題はない、かように考えております。

○阿部(未)委員 それを私は詭弁と言ふ思うのです。放送大学も大学の自治は守られるとおつしやつていますが、私の分野でありまふから、深くは突込みませんが、大学の自治の根幹は教授会にあると私は思つておるのです。教授会のない大学で大学の自治が守られます、学問の自由が守られますなどと言ふのを、私は詭弁と言ふのです。ただ、これは私の分野でありまふから、もう少し文教の方で詰めてもらいたい問題だと思ひますが、そういう意味からすると、放送大学には

正しい意味の自治はない。なぜならば教授会がないではないか、この一言をもつてしても明らかだと言わざるを得ないのでございます。しかしこれは、いすれにしても文教の方で詰めていただきだいたいと思います。

さて、そうなりますと、非常に重要な放送法制上の変更、国営にかわる放送ができてくる、そういう重大な問題でありますのに、郵政省の方ではどういふ手続でこれを認めることになったのか、それはどういふ手続を踏んだのか、そこを先ほど来お伺いしていますが、明確な答弁がありません。そこで、大臣は新任でまだおわかりにならぬと思ひますから、これは当局にお伺ひします。

○田中(眞)政府委員 お答えいたします。

放送大学設置に関する調査研究会という文部大臣の私的諮問機関がございますけれども、その「放送大学の基本構想」の中で、次のような提言をいたしております。まず「設置形態は、放送大学の設置を主たる事業とする特殊法人とし、……(阿部(未)委員)「そういうことは要らぬから、どこでやったかだけわかればいい」と呼ぶ。また、放送教育に関する小委員会におきまして、会長は嶋崎先生かと思ひますけれども、その御報告でも「大学と放送局と一体のものとした放送大学を設置するとすれば、現時点では、現行放送法制上の制約にかんがみて特殊法人方式によらざるを得ないものと思はれる。」という御提言も受けまして、特殊法人形式に……

○阿部(未)委員 まるで私の質問に答えてないのです。郵政省は電波を監理する責任があり、放送を免許する権限を持つておるはずですが、したがって、電波の監理上この放送を免許することが妥当であるのかどうかという点について、たとえば電波監理審議会とか、どういふ機関で審議をして妥当であると認めたのか、それをお伺ひしておるのです。これは明らかに郵政省内部において免許するのでしよう。免許することを前提にこの法律はでき上がつているのです。免許することが妥当であるというところは、どこでどういふ議論をし

て決まったのか、伺つておるのです。

○田中(眞)政府委員 お答えいたします。

この放送電波を使いまして放送大学構想が四十四年ごろ提起されたかと思ひますが、文部大臣の方から御要請を受けて、たしか河本郵政大臣だったかと思ひますけれども、この放送電波を使う放送大学の持つ教育的機能というものを十分勘案いたしまして、そういう大学のためならば電波を留保いたしましてしようということで、テレビ電波とラジオ電波と申しますか、音声電波を全国一系統留保いたしますということがあった経過がござひます。

○阿部(未)委員 十年も前に一応の構想の中で、

こういう電波を残しておこうという議論があつて残してあつた、そのことが今日、この放送大学学園に対して放送局の免許を与えるという決定を郵政省がするに至つた手続にはなりませんよ、それはそれはかつてあつた議論の一つの歴史的な経過だけであつて、少なくとも電波を監理する郵政当局は、この法案として出された放送大学学園に放送の免許を与えるべきであるかどうか、これが私は非常に大きい問題だと思ふ。その手続をどの機関でどうお踏みになったのか、電波監理審議会に図つて、適当であらうということになったのかどうか、そういうところをお伺ひしておるのです。

○田中(眞)政府委員 この法案を提出するに当たりまして、電波監理審議会にはこの法案が認められれば、郵政省といたしましては、文部省の方の、学園の方の計画に従ひましてテレビ電波なりFM電波を出さなければならぬことになりまして、ということ、いわゆる個々の一つの免許としてではございせんけれども、全体の計画として御説明してござひます。

それから、十年も前ということでございますけれども、テレビ電波は予定している電波をほかに使いますとなくなりまして、私どもの方としては、十年という長い期間がたつておりますけれども、ちゃんとキープしてあると申しますか、そういう次第になっております。

○阿部(未)委員 いままで放送法の改正あるいは電波監理法の改正について関係の向きでいろいろ議論をしてきて、法律改正をすべきだという段階にまで至つたこともあるのです。しかし今日、それができていないというのは、先ほど文部大臣がいみじくもおっしゃいましたが、政治的な情勢の変化に伴つてきていないのです。同じように、十年前はそうであつても、今日、明確な形として放送大学学園というものの放送局の免許を、必然的に郵政省が許可をするということになるならば、何のための電波監理審議会か。そこに諮つて決めるのが至当であつて、こうなればこうなりまして、法制上この程度を置く必要はないのです。全く権威のないものじゃありませんか。

しかしきょうは、電波監理審議会のことをいまだ御議論しておつては時間がありませぬから、ただ御忠告を申し上げておきますが、そういうことを報告しておいてそれで済むような電波監理審議会ならば、お開きにならない方がいいでしよう。国費のむだ遣いになりますということを私は申し上げておきます。

そこで、続いて伺ひますが、放送法二条の定義では、いわゆる教育番組と教養番組というふうに分かれておりますが、この放送大学学園の放送は、教育番組に入りますのか教養番組に入りますのか。

○田中(眞)政府委員 教育番組に入ると思ひます。

○阿部(未)委員 では、その教育番組の中の学校教育の方、学校向けの放送の方に入りますのか、社会教育の方に入りますのかですか。

○田中(眞)政府委員 学校教育に入ります。

○阿部(未)委員 キャンパスのないうところに学校向けの放送になるのでしょうか。もう一つ私が疑問に思ふのは、このメディアから考へて不特定多数の人がスイッチをひねれば見られるんですよ、それが学校向けと言へるので

○宮地政府委員 先ほど来御説明を申し上げておるわけでござひますが、この放送大学といたしましては、もちろん学校教育法上の正規の大学として位置づけをいたしております。なお、放送大学であります以上は、放送による教育を行うということを前提にいたしておるものでござひます。したがひまして、放送そのものは、教育番組であり、かつ、その内容としては学校教育ということになるかと思ひます。

ただ、先生御指摘のとおり、正規にこの放送大学に登録されます学生以外の方々ももちろん見る機会があるわけでござひます。家庭の婦人などでござひますとか、そういう方々も視聴することは当然にあり得るわけでござひます。そのことが一般の教育全体からいひましても、大学教育の内容のものが国民に広く開かれて視聴されるということの意味が意味としてあるわけでござひます。

先ほど申し上げましたように、教育番組であり学校教育であることは間違ひござひませんが、さらに、それが広く国民に開かれて視聴されるという意味では広く教育全体、それは社会教育的な機能といひますか、そういうふうなものも結果として出てくる、かように承知をしております。

○阿部(未)委員 確かに放送する方は放送大学でござひます。しかし、受信する方は登録をされた学生もお持ちしようが、一般の方もおいでになります。しかも、これは学校という場合、やはりキャンパスを指すと私は思ふのです。それが不特定多数の人がいつでも見られる状態にあるものが学校向けの放送であるというのですが、むしろ社会教育的な面の方が大きいのではないかと気がするのです。とらえ方が違ひやしませんか。

○宮地政府委員 実際問題といたしまして、視聴する方は広く国民一般が視聴することになるわけでござひます。ただ、その放送そのものは、やはり放送大学のために行われるものでござひまして、もちろんねらいとしては、登録された学生が放送によつて教育を受けるといふことを考へております。

来の公共放送と呼ばれるNHKの放送でもない、競合するから、その放送でもないことは間違いない、同時に、民放でないことも明らかです。これはそうすると、新たに第三の放送の体系をつくる、こういうことになりますか。

○山内国務大臣　せっかくの電波でございませうか、どうも、そういう放送局であらうとも、ダブって同じような放送をしてもらうことは、私は不適切だと思ふのです。したがって、NHKの現在おやりになっている教育番組、それと新しい放送大学学園の放送とよく調整をさせていただいて、そういうことのないようにやっていたきたい。

○阿部(未)委員 そういうものを調整する機関がないと同時に、放送を免許された免許主体は放送番組の編集の自由があるんですよ、それを規制するような、そういうばかげた話がありますか。だから、これは大変な放送体系上の重要な問題だと言っているんですよ。

○山内国務大臣 全く同じようなことをNHKでもおやりになり放送大学でもおやりになるということ、お互いにそれは自由でございましょう。しかし、現実に出てくる案というのは同じ電波、いろいろ電波を有効に使わないといけないという立場からいけば、これは少し考えていただかなければいけない問題じゃないですか、こういうふう

に申し上げたわけでございます。
○阿部(未)委員 それは明らかに統制に入ってきて、郵政大臣、それはきわめて危険な発想です。それは放送の自由、番組編集の自由に対する侵害であって、きわめて危険な考え方であると言わなければならぬ。そういう考へ方に立っておるから、私は、この新たな国営の放送に準ずるような放送の免許が、日本の放送体系に重大な影響を持つだけでなく、危険な要素を持つておると申し上げなければならぬ。

しかも、いま大臣がおっしゃったように、そういう大きな問題、そういうことが起これば大変だということから、そういうことが起これるのですから、何もいまあわててこの放送免許をする必要はない。この法案をもっと時間をかけて慎重に審議をしながら、悔いを残さないように、そういう取り扱いをすべきであると思いますが、これは文部大臣と両方で答えてください。

○山内国務大臣 それぞれ番組の自由はございします。したがって、そういう点を強調するといいたしますと、NHKも放送大学も同じような放送が起これる、これはやむを得ないと思えます。
○阿部(未)委員 これはちよつと問題だ。(発言する者あり)

○佐藤委員長 ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕

○佐藤委員長 速記を起こしてください。
○田中(眞)政府委員 ちよつと補足させていただきます。

先ほどから議論になっておりますNHKの番組、特に教育番組だと思えますけれども、NHKの番組と今度予定される放送大学の番組が競合する点が大いにあるのではないかと、このことについて、これにつきましても、もちろん、もちろん、これは申し上げません。しかし、NHKの教育番組の場合、広く幼稚園から小学、中学、高等学校、また大学レベルの番組もあることは承知いたしております。ただ、実際問題といたしまして、大学レベルの講座は、私の記憶では現在のところ週六時間、四・九%程度というふうに承知いたしております。したがって、この聴取率も、残念ですけれども、非常に悪いというふうに思っております。そういう意味におきまして、放送大学は、大学の教育のための放送に限られるということ、これにつきましても、電波法の第七條の根本基準の中におきましても、今度行われる放送大学の放送事項につきましても、大学教育のために限ると限定いたす予定をしておりますので、特に競合することはないものと理解しております。

○阿部(未)委員 私は、聞いておつて何のことかさっぱりわからないのですけれども、まず、電波監理局長の認識の大きな過ちは——公共放送であるNHKに教育放送を認めておることは基本ですよ。これは当然でしょう。したがって、NHKは教育放送について、その内容が大学教育の中に入つていくといふこととNHKの放送の自由であり、番組編成の自由なのです。それがこうなる、ああなるなどというのをあなたは考へておる、まずそれが間違ひです。したがって、NHKが番組で何をやらうと、いわゆる公序良俗に反しないとか、あるいは政治的な偏見がない限りにおいてやれるのです。そうすると当然、新しい放送大学も大学の教育という内容においてやれるんですよ。競合するじゃないですか。しないですか。(発言する者あり)

○佐藤委員長 速記をとめてください。
〔速記中止〕

○佐藤委員長 速記を始めてください。

○阿部(未)委員 現在のところ、NHKの教育番組の内容では、新しくできる放送大学学園の放送と競合するところは少ないのではないかと、そういうことをいま電波監理局長はおっしゃいました。しかし、それは明らかにNHKの放送番組の自由に対する侵害だと見なければなりません。私ども視聴者の側からすれば、公共放送であるNHKの特権、将来の展望について、教育放送があるからNHKの存在価値があるとさえ私は思つておるのです。ほかの番組は民放だつて全部あるんですよ。教育放送こそはNHKの使命であるときえ私は受信者の立場から考へておるのです。そのNHKの放送の内容が、大学教育の内容に立ち入つてはならないといふようなことを考へたら大きな間違ひです。立ち入つてもならなければならぬ。立ち入つてくればなるほど、この放送大学学園と競合する分野は多くなる、こう考へるべきじゃないのですか。どうですか。

○山内国務大臣 ただいまの御質問、NHKの教育番組と放送大学の教育放送、これはダブルの場合があり得る、少ないかもしれませんが、あり得ると思ひます。
○佐藤委員長 午後一時二十分に再開することとし、この際、暫時休憩いたします。
午後零時二十六分休憩

午後一時二十五分開議
○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、山内郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。山内郵政大臣。
○山内国務大臣 先ほど来私の発言について、一言補足させていただきます。
NHKの大学レベルの教育番組と放送大学の番組との間で実質的に競合することはあり得るものと考へます。しかしながら、双方とも番組編集の自由を有している放送事業者でありますので、私

がそれを先刻、双方の番組の調整という言葉を使ったとすれば不適切な表現であつたと思ひます。
○佐藤委員長 質疑を続行いたします。阿部未喜男君。

○阿部(未)委員 そこで、いま大臣からお話がありましたように、放送の番組の編集は、きわめて自主的であり、自由であるわけでございしますから、当然、NHKの教育放送と新たにできる、免許しようにする放送大学学園との間に競合が起これる。そうなるというところ、これは明らかに現行の公共放送と民放というほかにも一つの放送体系ができる、やはりこの理解をしなければならぬと思ひますが、どうでしょうか。

○富田説明員 お答えいたします。
先生御指摘のとおり、NHKとも違ふ、また民間放送とも違ふという放送事業者があらわれるという点では、三本立てという表現もあり得るものと考へております。
○阿部(未)委員 三本立てという表現があり得るとかあり得ないとかそういう抽象的な問題ではなくて、実質的に日本の放送体系として従来の公共放送と民放とのほかにもう一本できる、こういうことになるでしょう。
○富田説明員 そのとおりでございます。
○阿部(未)委員 そこで、一番最初に返るわけでございしますけれども、いわゆる国を放送局の免許の主体としないという今日までの一連の考へ方からして、先ほど来議論がありましたが、国立大学であつても構わなければ、その場合に一番問題になるのは、やはり国が放送免許するということが問題になる、いろいろ詭弁を弄しておられまされけれども、内容はさうだといふふうに私は理解をしております。
そこで、第三の放送体系を特殊法人に与えようとしておる、その理解をして間違ひありませんか。
○富田説明員 そのとおりでございます。

○阿部(未)委員　そこで、問題になりますのは、やはり先ほど議論をいたしましたけれども、国が全額を出資し、そしてその運営に国が全部の予算を負担する特殊法人が行う放送は、きわめて国営に近いものである、国営そのものではないかも知れないけれども、国営に近いものであると理解をして間違ひありませんか。

○富田説明員　経費の支弁が国費によって賄われているからといって、国営放送であるというふうには考えておりません。

○阿部(未)委員　それでは、国営放送という場合の定義を知らしてもらえませんか。

○富田説明員　国自身が放送事業者の地位を得ることだというふうに考えております。

○阿部(未)委員　国自身が放送事業者の地位を得ることをたてまえとしてなぜ、禁じられておると言ったら言い過ぎですが、やらないことになつておるのですか、もう一遍、繰り返し聞きます。

○富田説明員　戦後、昭和二十五年に放送法が制定されました際に、NHKの性格をめぐって、国営放送のいろいろな仕組みをつくるべきだという御議論もありましたけれども、言論機関たる放送事業は国から一定の距離を置いた組織体で行う方が適当であるという放送法制定の経緯をめぐる御議論等もありまして、放送法の趣旨から国自身が放送事業者となることが不適当であるという趣旨があるものというふうに解しております。

○阿部(未)委員　国から一定の距離を置くということは、国が直接放送事業者であるなにかかわらず、国がその放送に対して強い支配力を持つということが想定されるからではないのですか。

○富田説明員　国が放送の番組に対してどう支配力を持つつかどうかということを中心に詰めて考えたという御議論は、詳しくは承知しておりませんが、やはり言論というのは、なるべく多様な言論がいりいろな形で起こって、それを表現の自由として保障すべきだという考え方が、当時からいまでも強いものというふうに考えられます。

○阿部(未)委員　認識としては全く放送部長と

私ども一諸でございます。したがって、国が直接放送の主体であるなしがそれほど問題であるのではなく、国が放送の内容に支配介入の力を持つことが懸念されるから、国が放送をやることをたてまえとして禁じていた、そういうことになるのではないでしようか。

○富田説明員　国家が公益ということを考えまして、いろいろな形で国家としての発言が必要な場合もあるかと思ひますけれども、現行の言論法制においては、国家が前面に出て、そういうような放送なり何なりの中に入ってくるということは望ましくないという現段階における考え方があつたものと承知しております。

○阿部(未)委員　全く同じです。私も、望ましくない、現段階においてそういうふうに考えられる。しかし、一体これが法律として成立をして運用の段階に入つたときに、どれだけそれに対する保障があり得るのでしょうか。たとえば、いま憲法の問題がいろいろ議論されておりますけれども、日本国の新しい憲法ができるとき、今日のような膨大な軍事力を持つ自衛隊ができるなどということ

を想定した人があつたでしょうか。しかし、できた自衛隊は、今日御承知のような、われわれが想像もしなかつた膨大な軍事力を持つような運用になつております。これは法律の運用の中でそうなつてきたのだ、憲法の解釈の中でそうなつてきたのだ、こう私は考えるのです。

そういう意味からするならば、国がまず発言力を持ち得るような機構である第三の放送体系をつくるということについて慎重でなければならぬのではないでしようか。

○富田説明員　郵政省といたしましては、いわゆる第三のたてまえの放送ということが今回始まることになれば、それについていろいろな観点から、文部省とも御相談の上、法案の体系を慎重に検討して、その番組編集の自由、あるいは大学学問の自由というような観点の保障制度をでき得る限り調和点に立つた法案として御提案申し上げておる

次第でございます。

〔佐藤委員長退席、三ツ林委員長着席〕

○阿部(未)委員　以上、大体わかりましたように、第三の放送はきわめて危険な内容を持つ。確かに、片方の面としては国民に対して大学の教育の機会を与えるという意味では非常に意義のあるものであるけれども、同時に、今日まで私どもが国を放送免許の主体にしないうという、その危険性があるがゆえにとつてきた政策からするならば、危険な面があると言わなければなりません。したがって私は、この問題については、もっと慎重に時間をかけて、そういう危険性がないような十分な措置が講じられた上でもう一遍やり直すべきだ、こう考えますので、文部大臣の御意見を聞きたいと思ひます。

○田中(龍)國務大臣　先生のような御意見もございませうけれども、一面、教育という面が、ことに大学教育が開かれた姿に相なるといふことは、国家といたしましても非常に望ましいことでございませう。さような意味におきまして、国全体として考えました場合におきましては、大学の自由をあくまでも守り、同時にまた、放送法上の放送コードというものも守り得る姿ならば、その間に何らかのものができてしかるべきではないかというのがわれわれの考え方でございます。

○阿部(未)委員　学問の自由の問題あるいは大学の自治の問題について、私は触れようとは思ひませんけれども、しかし、先ほど来議論をしてまいりましたように、私は、この放送大学学園が、大学自治の面から考えても学問の自由の面から考えても、まだ十分議論の尽くされた内容であるとは思ひきれません。たとえば申し上げたい一例は、まことに形骸化した、形だけの教授会というものをつくつてみて、大学の基本である本当の大学の自治が守れるだろうかという大い懸念もござい

ます。さらにまた、先ほど議論がありました理由があるのだろうか。本来、教育の機会均等ということは教育の原則でなければならぬはずで

ございます。したがって、いずれは近い時期に、言われるところの放送衛星が機能することになりましよう。その放送衛星の機能を持っても、まず教育の機会均等の面からは心配がない、さらにいま申し上げた放送法上の、国が放送に支配介入するといふ点についてはこういうふうな心配がなくなつた、そこまで議論を尽くした上でやりなつても、全体の計画から見ても、それほどおくるものとは思ひません。むしろ私は、早く始めることよりも、全国あまねく教育の機会が得られる時期がどれだけ早くできるかといふことの方が重要だと思つております。

その意味から、新しい放送衛星の問題もあるわけでございますし、また反面、今日国家財政がきわめて緊迫した状態にあつて、文部省としてもいまの教科書の無償配付を一部規制しようかといふような財政上の危機にあるときに、何を好んで、あわてて、いわゆる急いでこれをやらなければならぬのか、まことに理解に苦しみます。

重ねて私は、この法律の審議をもつと慎重に延ばすことを要請いたします。

○宮地政府委員　放送大学学園法案の審議に当たりまして、先生からの御質疑、前回の通信委員会でも御質問いただいたわけでございませうが、その際にも申し上げたことの繰り返しになるわけでございますけれども、放送大学の構想の検討そのものについては、今日まですでに十年余りを経過してきております。そしてまた、社会全体の変化と申しますか、国民全体が生涯教育というような観点で広く教育の機会を求めている声というものが大変強くなつてきておるわけでございませう。そういう要請を受けて、この放送大学の構想を固めて、先ほど来御議論のございます特殊法人の放送大学学園法案で御提案を申し上げておるわけでございます。

新しい形の大学をこれからつくっていくということになるわけでございまして、私どもも、いままです十分、慎重に検討も重ねてきておるわけでございますが、全く新しい形の大学をつくっていく

という意味では、まずは、従来からも御説明しておりますように、関東地域からスタートをさせていただきまして、実際に学習センターの学習の状況——従来、検討は十分いたしてきておりますが、実際にそれを大学として運営していくとすれば、そこでもたいてい問題点も出てまいろうかと思ひます。そういうような問題点をさらに具体的に受けとめて、解決をしながら、できるだけ早く教育の機会均等という趣旨にかなうように全国にこれを広げていくことを考えさせていただきたいということで御提案を申し上げておるわけでございます。

具体的に、たとえばほかの大学とのいろいろ協力関係でございますか、そういうことを実際に御相談をするにいたしても、まずはこの放送大学そのものができまして、その上で、ほかの既存の大学との、たとえば単位の互換の問題もいろいろと議論されておりますが、そういうものと具体的に組み合わせては、私どもとしては、やはり出発をさせていただきまして、その上でなお具体的な問題の処理に当たりたい、かように考えております。

従来御説明申し上げておる点の繰り返しになるわけでございますが、そういうような意味で、まずは関東地域から出発をさせていただきたいということで御提案を申し上げておるわけでございます。

○阿部(未)委員 基本的な問題で意見の一致、合意が得られるならば、大学局長のおっしゃることは、私には理解ができます。しかし、いままでの議論で明らかにならぬ、基本的な問題で、まず放送法上には大変な問題がある、その次に、放送の自由という観点からも問題がある、国家権力の介入という点からも非常に問題があるとか、いろいろの面から問題があり、加えて大学の自治、学問の自由、さらには教育の機会均等、そういう基本的な問題を非常に多くの解明されなければならぬ問題を残しておるのに、まずはやってみましょうと言つても、それはなかなか理解ができません。

国民全体が大きく期待をしているといまおっしゃいましたけれども、国民全体は、この放送大学がすぐ自分たちが聞くことのできる、見ることで、きるといふふうに出て期待をしておるのである、いま国会で問題になっているような内容については、まだ十分に知られていないところがございます。

したがって、教育という百年の大計でございますから、慎重を期して、十年間検討したからもう十分でございますという理論はないのです。長かろうと短かろうと、内容が、合意を得たものがりつばなものであつて、内容が合意を得られないものは、十年やろうと二十年検討しよう、それをもつて正しいとする理屈は決して成り立たないはずでございますから、いままで多くの同僚からも意見が出されておりますように、基本的なたくさん問題を含んでおる、疑問点がある、これを説明して、本当に放送体系上、放送の自由が守られ、さらには、学問の自由、そして教育の機会均等、そういうものについて安心できるところまで十分議論を尽くした上で実行されますように私は期待をしております。

これはもはや大学局長のお考えではなく、やはり大臣として決断をさせていただかなければ、どうもその辺が、当局が前に出過ぎまして話をするものですから、大臣の方の考えがそれ以上に出て適正な判断をすることができなくなつてしまふ、いわゆる官僚がちょっと前に出過ぎて物を言い過ぎるから、大臣の判断を誤らせることになると思ふのです。政治家としての大臣の判断をもう一遍聞きます。

○田中(龍)國務大臣 いろいろと先生の御見解を賜りましてありがとうございます、私は先生とは意見を異にするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○阿部(未)委員 いやしくも一國の國務大臣が、意見を異にするなら、こういうふうにするということ、これを国民の前に明らかにして、それなら、同じ国会議員である私の質問、主張が正しいのか、

異にするあなたの主張が正しいのか、明確にしようじやありませんか。

○田中(龍)國務大臣 大学局長がある御説明を申し上げたのと私は全く同様でございます。

○阿部(未)委員 私は、事務当局の弁解を聞く気持ちは毛頭ございません。責任者である大臣から、明確に、意見が違ふなら違ふ意見を述べてください。失敬じやないですか。

○田中(龍)國務大臣 まことに失礼でございますが、私は、放送大学をこの際つくるといふことは、文教政策上からもぜひ必要である、かように信じて行つておる次第でございます。

○阿部(未)委員 そう信じたから法案を出された、出されたけれども、その内容についてわれわれが多くの質問をして、その疑問が解明をされない、されないから、もう少し検討すべきではないですか、こう申し上げておるのです。それなら私どもの疑問について明確に解明をしてください。

○田中(龍)國務大臣 きょう来のお話とともに私が申し上げておるといふことは、先生もおっしゃるとおり、平行線である、こうおっしゃいます、しかし私は、開かれた大学をつくりたい、そうして今日の教学全般のレベルを高めていかなければならない、同時にそれには、先ほど来申し上げておりますような大学の自治というものを、それをあくまでも尊重する姿におきまして、ただいま御提案申し上げましたこの放送大学学術法案というものはそれでいふべきに達しておる、同時にまた、放送の関係におきましては、これは私の所管ではございませんけれども、放送コードにつきましても、私は、今回のこの御提案で御了承をいただきたいものだ、かように考えます。

○阿部(未)委員 大学の自治や学問の自由の問題につきましても、これは文教の同僚の皆さんの議論にまづことにいたしました。しかし、申し上げたように、私どもの見解からするならば、これでは本当に大学の自治があるのだろうか、学問の自由があるのだろうかという懸念を持つという点

については、幾つかの事例を挙げながら指摘をしておきましたから、それを参考にしながら議論をしていただきたいと思います。

あわせて、放送法体系上きわめて重要な問題をはらんでおるから、この際延期をすべきであるという主張に対して、郵政大臣の答弁を承りたいと思ひます。

○山内國務大臣 いろいろ御意見ございまして、放送法上の観点から検討してまいつたのでございますが、放送法の基本的な点に変更なく従来どおりやっていたら、そういう意味において放送大学学園の今度は設立をしたい、こういうようなことでございまして、先ほど申し上げました本旨を守つていただくことにおいて大学の設立というものをやっていたら、こう考えておるわけでございます。

○阿部(未)委員 大臣の認識とわれわれの認識に大きな違いがあるのは、現行放送法上大きな変更はないのだ、こう大臣はお考えになつておるようでございます。しかし、いままでの議論で、いまの放送法上には大きな変革があるのだと、われわれはそう理解をし主張をしておるわけでございます。

したがって私は、いまの郵政大臣の答弁でも納得することができません。で私は、強くこの法案の慎重な審議、時間をかけての審議を要請し、なお、同僚の皆さんに御迷惑をかけますから、私の質問を終わりますが、政府においても十分な配慮、検討をされることを期待をして、私の質問を終わります。きわめて不愉快でした。

○三ツ林委員長 竹内勝彦君。

○竹内(勝)委員 昨年の五月、私も、本連合審査においてこの放送大学学術法案に關しての幾つかの問題点を要望しておきました。一年数カ月後の現在、また同じ状態でこの放送大学に關して連合審査をしていただくわけでございますけれども、私もかつて多くの問題点を出しました。同時に、同僚委員から幾つもの問題点が出ておる、これは私、ここに議事録を持つてきておりますので、もうおわ

かりだと思ひますけれども、数多くの問題点、これはもう政府の方も御承知のとおりでございます。

そこで、ここに何の進展というか法案に關しては全く同じものをまた出してきまして、昭和四十九年三月二十二日、このときに文部省が放送大学設置に關する調査研究會議、これは仮称ですが、放送大学基本構想案を取りまとめて公表しました。そしてその後、五十年十二月十七日、文部省放送大学創設準備に關する調査研究會議、これが「放送大学の基本計画に關する報告」を取りまとめた。そしてその間、いろいろございましたが、五十四年一月十八日、文部省として「放送大学について」ということを公表しました。それからさらに、五十四年二月二十三日、放送大学學園法案が閣議で決定された。ところが、それは国会閉會に伴つて五十四年六月に審議未了で廃案になつた。その五十四年の五月、本連合審査において多くの論議を行いました。それから、同じく五十四年八月二十四日、放送大学學園法案がまた閣議で決定された。これが同じく五十四年九月七日、衆議院解散に伴つて同案が廃案になりました。さらにまた、本年の二月、放送大学學園法案が閣議で決定された。しかし御承知のとおり、本年衆議院解散に伴つて法案が審議未了で廃案になつた。そしてなおかつ、いよいよまたここで、この九月三十日、本臨時國會におきまして放送大学學園法案を閣議決定して提出してきた。

私は、ここでどうしてもお伺ひしておきたい点は、これだけ重要な案件を、多くの問題点を出して、そして通信委員會におきましても、あるいは文教委員會におきましても、多くの論議を呼んできた、連合審査もやつてきた、にもかかわらず、政府としてこれは何か変わったものを出してきただけですか、全く同じものを再度提出してきたその理由を最初にお伺ひしたいと思います。

○宮地政府委員 お答え申し上げます。

法案の審議の経過は、先生御指摘のとおりでござ

います。そこで、私もといたしましては、この法案につきましても審議の中でいろいろと御議論がございましたことは十分承つております。その一番大きな問題としては、先ほど来御議論もございいます放送法の改正をこの法律の附則で一体のものとしてやることについての御議論が、恐らく一番大きな論点とも言えるかと思つてございいます。放送法の改正をこの放送大学學園法案の附則であわせて御提案申し上げましたその間の経緯は、先ほど御説明をいたしましたわけでございますけれども、今國會で提案するに際しまして、郵政當局とも十分御相談したわけでございます。先ほど御説明した点でございまして、放送大学學園を放送法制上の放送事業者としてどう位置づけるかということ、この放送大学學園法案と、目的なり業務その他から考えまして密接不可分に規定をする必要がございまして、この法案の附則として従来と同じ形で御提案申し上げたというところでございます。

なお、審議の中でいろいろ御議論のございました点の中で、たとえば具体的に大学の管理運営の内容としていろいろ御議論のありました点もございまして、それらを法律事項として規定すべきかどうかという点について御議論をいただいた点もございいます。私もとしましては、従来からも御説明を申し上げておりますように、ただいま御提案申し上げております法案の内容で、法律事項としてはそれにとどめて、具体的な大学の運営にかかわる問題については、やはり大学の自主的な判断を尊重する面も必要であるという判断から、内容的には前回と同様のものに相なつておるわけでございます。

先ほど御答弁申し上げましたように、國會における審議でそういう具体的な放送大学學園の運営なり大学の運営に対する貴重な審議の御議論というものは、今後の放送大学學園なり放送大学そのものの運営に、もちろん生かしていくべき点は十分生かしていくべき事柄でございまして、それらについては私どもも十分実際の運営に当たつて

配慮していかなければならぬ事柄である、かように考えておるわけでございます。

○竹内(勝)委員 私どもが要望しておるのは、それを反映するとかいう簡単な問題を言つてゐるのじやないのです。この法案自体幾つもの問題点がある。評議會の問題にしても、欠格事項の問題にしても、根本的な放送法というものにかかわる大事な問題であるがゆゑに、これを附則で片づけてきた、こういうものを根本的に考え直さなければいけない、こういうことから議論をしておるのであつて、いまの御答弁のようなことをこちらが言つておるのではございません。

そこで、文部大臣に伺つておきますが、大臣はちよくちよくかわるわけですが、これは流れてはそれを引き継いでやつていくのが政府として当然でございいます。昨年の五月、内藤大臣は、この論議を踏まえて「皆さんのおっしゃったことは大変重要な点が多いから、これは今後、慎重に対処して御期待にこたへたい」と私は思つております。」と言われたのですが、何かこたへたのがありますか。

○宮地政府委員 先ほど御説明しましたように、連合審査会なり、さらに文教委員會なり、いろいろとすでに時間数で申しますと四十時間を超え審議が行われてゐるわけでございます。そういう審議の過程での御議論のございました点の踏まえるべき点は、實際にこれから放送大学學園なり放送大学そのものを實際につくり上げます際に、それを十分生かしていくという趣旨は先ほど申し上げたわけでございます。

この法案の仕組みそのものが特殊法人の放送大学學園の設立をお願いする法律でございまして、具体的に、この特殊法人が文部大臣に対して放送大学の設立の認可申請をする、手続的にはそういうことになっていくわけでございます。

放送大学そのものにとりまして、たとえば評議會の規定でございましていろいろ御審議の際に御意見もいただいておりますが、

私どもとしては、この放送大学の特殊性から見れば、ただいま御提案申し上げておりますような内容で、大学の自治なり學問の自由を確保するため手だてとしてそういう規定を設けておるということも御説明申し上げておるわけでございます。したがいまして、實際に放送大学そのものが動き出す際に、御指摘のような点を生かしていくということとは先ほど御答弁申し上げたわけでございます。基本的にはそういう対応で考えておるわけでございます。

○竹内(勝)委員 この放送大学に關して私どもの立場としまして、もちろん生涯教育であるとか、あるいは働いておる人たち、あるいは主婦の方だとかお年寄りの人たち、そういったところまで電波を通して直接家庭の皆さんと結んで、そして大学の教育をしていくというその趣旨は理解できます。しかし、それだけによいものにして、こういうことで議論をしておるわけですか。お互いに努力しているんですよ。それを、何にもこの法案自体にも進歩したものがあらわれてこないで、なぜそのように急いでやろうとするのか。まずその急ぐ理由。そこまでせつぱ詰まつて急いで、この法案というものを何としても通していききたい。先ほどからの御答弁からも見えるように、こういう形でお伺ひしたい、このように強硬に考えておる、その急ぐ理由は一体何ですか。それを説明してください。

○宮地政府委員 お答え申し上げます。

この放送大学學園構想そのものは、先ほど申し上げましたように、十年來検討いたしてきておりますが、社会全体の変化と申しますか、社会経済全体が非常に急激な変化をしまして、自由時間の増大でございまして、あるいは高齢化社会への移行等いろいろ要因がございまして、そういうことで国民各層の間に生涯にわたつて学習し自己啓蒙を行つていく、そういう機運や必要性が大変高まつてきておるわけでございます。

(三ツ林委員長退席、佐藤委員長着席)
放送大学は、言うなれば、そういう国民各層の広

範な教育需要にこたえて、広く社会人や家庭婦人等にも大学教育の機会を提供するというようなことがあるわけでございます。

先ほど来申し上げておるわけでございますが、十八歳人口の全体の流れというものにつきましても、今後五十六年度以降、十八歳人口が順次またふえてくる。百五十万人台から昭和六十五年度前後になりますと約二百万人というところまでふえていく。そういう大学進学人口と申しますか、そういうものの動向というものを、私も考えていかなければならないわけでございます。もちろん、これは高等教育の整備全体でそれに対応する必要がありますわけでございますけれども、私どもとしては、この放送大学というものを、広く国民に開かれた大学として新しくスタートさせていたただくということになれば、もちろん、ただいま申しました高等教育の機会を拡大する、十八歳人口の増加の趨勢にも対応することができるといようなことがございます。

先ほど申しましたとおり、この特殊法人そのものができまして、それから大学そのものの設置認可申請を文部大臣にし、また、放送局の免許の申請を郵政大臣にいたすわけでございます。そういう手続的な面がございまして、ただいま五十五年度予算には第一年度の予算が計上されておるわけでございますが、私どもの予定をいたしております設立の日程から申し上げますと、そういう前提に立ちまして、最初の放送大学の学生の受け入れというのが、昭和五十八年度の二学期ということとでたまたま予定をしておるわけでございます。その五十八年度に第一回の学生を受け入れるということとで臨みましても、最短の卒業で申せば、四年間ということでは六十二年ということになるわけでございます。

そういうことから申し上げますと、さらに第一期の計画が関東地区から始めさせていただくというところで御説明も申し上げておりますが、教育の機会均等の見地から全国に早く広げるべきではないかという御意見を受けて、それをどういう日程

で広げていくかということも検討はいたしておるわけでございますが、それから踏まえまして、私どもとしては、できるだけ早くこの放送大学学園の発足をさせていただきまして、国民全体に対して開かれた大学の機会を提供するというところで取り進めさせていただきたい、かように考えておるわけでございます。

○竹内(勝)委員 現在わが国の置かれた立場というのは、財政再建や行政改革、あるいはまた特に赤字国債を減らしていくとか、いろいろと大事な問題が幾つもございますが、その要望というものはよくわかりますが、特殊法人等を減らしていく、そういうときに、ここでまた特殊法人をふやして、そしてこれは国費だけでも一十億でしよう、それだけ莫大なものをかけて設立していかねばならないという理由、いまの御答弁では私は納得できません。

そこで、この議論を進めるに当たってもう一度ただしておきたいのは、内藤大臣も一生懸命御期待にこたえるようにやると言っているが、結局何も出てきていないというのでは、ここで議論する意味がないのです。

私は、文部大臣に伺っておきますが、ここで議論するからには、この問題点あるいは要望、幾つものものがございまして、そういったものを一体今後法案に生かすのか生かさぬのか、その点はつきりしないのだったら、ここで議論をしても、また同じようなことを言うてくるのでは意味がないわけですよ。最初にあなたのお考えをはつきりさせておいてください。

○田中(龍)国務大臣 内藤大臣が前々任者としてお答えを申し上げたと存じますが、内藤さんは、言われますように、皆様方の意見を十二分に伺って法案の審査を進めてまいりたい、こういうことであつたわけでございます。

なぜ急ぐかとおっしゃいますけれども、御案内のように、すでに御提案をいたしましてから十年という一昔の歳月がたつておりますし、それからまた国会には四回御提案申し上げておる、と同

時に、またその間に、いろいろと御意見あるいはまた役所の方、政府側の方も話を詰めてまいりました結果が、ここに再提出するようになった次第でございます。この結論に参りますに当たりましては、十分に検討に検討を加えた結果が本案と心得ていたとございまして、

○竹内(勝)委員 それでは、具体的問題に入っていきます。

まず、ただしておきたいのですが、放送大学の放送設備に對してお伺いしておきます。大学の先生が講義したものをビデオテープなりあるいはオーディオテープなりにとつて、その中身というものを検討し、そしていよいよ電波に乗せて各家庭やそういったところに放送をしていくわけですが、その送信部門に關してちよつと聞いておきたいわけですが、どのようなシステムというものになつていくわけですか。送信部門だけ教えてください。

○田中(眞)政府委員 お答えいたします。

放送大学の放送を行うに当たりまして、ただいまテレビ一系統とラジオ一系統で行うという計画でございます。その第一期の計画でございますが、その送信アンテナは東京タワーに設置いたします。ここから南関東一円に電波を送ろうという考え方でございます。まず千葉市の幕張に建設予定の放送大学学園本部がございまして、そこにあります演奏室あるいは副調整室あるいは主調整装置等から成ります番組送出を受け持つ演奏所が設けられる予定でございます。この幕張から東京タワーまでマイクロ波回線で番組が送られることになろうかと思ひます。東京タワーにこうして送られました番組は、東京タワーに設置されましたUHF帯の五十キロワットのテレビジョン放送用送信機あるいは十キロワットのFM放送用送信機から送信されるということでございます。いま東京タワーで予定しておりますのは、少し専門的になりますがテレビ用の五段四面四双ループアンテナというものを備え、またFM用としてスー

パーゲインアンテナというものを据えつけて、南関東一円に送り出されるということとでございます。

○竹内(勝)委員 こういう送信部門に關しては、これらの費用というものを新たに設けていくということは莫大なお金がかかりますよ。

そこで私、この前も議論をしておきましたが、これらの費用、新たに設けていくものよりも既存のものをどこか利用できるものはないかということになれば、こんな莫大な費用にならないかと思ひます。そこでももちろん、放送法の問題がございまして、あるいは電波法との関連がございまして、公共放送であるNHKの設備でございますが、こういったものを利用するという考え方、その絡みというものは、もちろんこういう大事なものである附則で片づけようとしているわけですから、そこに何らかの修正というものを加えて、NHKが全面的に放送技術部門を受け持つ、ただし番組編集権はあくまでも大学に置いておく、そうでないと、その辺の学問の自由と放送法という問題でいままでも議論されておるわけでございますので、この代行をした場合、もちろん、いまある設備に相当な増設あるいはまた全く新しいものをいろいろ入れていかねばならぬ点があると思ひますが、しかし、全く新しいものを新たに作るよりは、いまあるものを少しでも利用できる点は利用しよう、その点を調和をもつてやろうという考えがあるか、あるいはまた、そういうようにやっていったならば、そこにはおのずと何らかの費用として差が出てくると思ひますけれども、どんな見解を持っていますか。まずNHK、それから郵政省にも聞いておきたい。

○田中参考人 お答え申し上げます。御存じのようにNHKは、現在テレビジョン系統が二系統、それからラジオの中波の方が二系統、それからFM放送が一系統で国内放送をやっております。このほかに海外向けの国際放送も実施しているというのが実情でございます。こういった放送をやっております事業運営の中で、長期的な

構想の中でより適正な規模で現在業務運営をやっております。現状におきましては、放送大学の放送のためにNHKの現在の施設を充てるといような余裕はないのが現状でございます。

○竹内(勝)委員 郵政省、答えてください。

○田中(眞)政府委員 お答えいたします。

NHKの放送設備を学園の放送に利用できないかという御質問かと思えますけれども、先生もすでに御指摘のように、NHKの放送設備のうち無線設備を用いて学園の放送に供するという事になりますと、NHKが他人の用に供するということに公衆通信業務を行うということになります。特定のもの以外にこれを行ってはならないという電波法第四條の規定がございます。しかしながら、これら無線設備以外の設備、たとえばスタジオ等の学園への貸し出し等についての御質問もあつたかと思ひますけれども、一定の条件のもと、申し上げますと、両議院の同意を得た郵政大臣の許可認可で認められる場合もあり得ます。しかしながら、ただいまもNHKの方から御説明がありましたように、現在のNHKの設備は、もっぱら放送を行うことを目的としておりまして、NHKの使命を達成するためには、放送事業の基礎となる放送設備を長期間学園の用に供するということは余り好ましくないと考えており、また実際問題としても、学園の用に供する余裕はほとんどないのではないかと考えておる次第でございます。

○竹内(勝)委員 それで、この放送大学学園法案の中の第二十二條二項に「学園は、前項各号に掲げる業務を行うほか、云々」ということで「第二十二條四号に規定する無線設備をいう。」を除く。」となつておいて「及び教材を当該大学以外の大学における通信による教育その他の教育又は研究のための利用に供することができる。」、こうございませぬ。これはつまり、いままる通信制大学等の通信教育あるいはほかの大学のもので行つておる教育というものを、この大学の電波に乗せて、そして利用することができるのだ。いまあなたは、電

波法第四條で、電電公社と国際電信電話株式会社以外は電波法上から無理なんです、こういうことですが、ここではわざわざこういう形で設けて、他の者も利用できるというようにしたつておるわけでございますが、これを逆にしたならば、やはりいままるNHKの設備等を、何も私は、そこになんかものをやれと言つておるのじゃないのです、利用できるものは利用できるじゃないか、こう言つておるのです。全く新しいものをつくつていくとなれば大変なお金になるから、それを少しでも利用できる点は利用した方がお得じゃないですか、こういう議論をしておるのですから、この辺の解釈からもう一度回答してください。

○田中(眞)政府委員 お答えを申し上げます。

立法政策上の技術といたしましては、先生もおっしゃつたようなこともあり得ようかと思ひますけれども、先ほども申し上げましたように、現在NHKの設備にはそれだけの余裕はないのではないかと、いふに考えておる次第でございます。

○竹内(勝)委員 それでは、NHKにもう一度聞いておきますが、利用できる点は全くありませんか、それともできる点が少しでも、何かの手を加えていけばできるということがありますか。

○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。

施設の問題では、先ほど申し上げましたように、余裕がほとんどないということでございますけれども、番組制作、そういった面につきましては、私ども長年の間、教育番組につきましては、私ども、そういう経験を持っておりますので、私どもは、そういった経験を生かしながら、放送大学が実現いたしました、具体的に大学側の方から要請があつた場合には、現在の放送法を十分勘案しながら、その範囲内のもので何とか協力できるのではないかと、いふに考えてまいりたいというふうに思つております。

○竹内(勝)委員 そのとおりですよ。ですからもう一度、郵政省なり文部省でもいいですが、イギリスの公開大学、御存じのとおりBBCと、放送

部門と大学の部門とを分けて、タイアップして四十六年一月からずつと行つてきていますよ、ね、チームを組んで、何の支障もなく、もちろん、これはいまの日本のこの放送大学とは形態が違いますよ。最初は放送大学で行こうというのが、そこにはいろいろと無理があるということから、オーブンユニバーシティ、公開大学という形になつたわけですよ。そして放送部門に携わる者はわずか一〇%です。あとの九〇%は他の機関に頼つて教育を行っているのです。これは放送法と大学の自治あるいは学園の自由、こういったものといろいろな面で抵触するから、こういう形になつてきているのです。努力している面が幾つものうかがえますよ。そういう面から考えて、いまのNHKの答弁では、要請があれば考えたい、こう言つていますが、どう対処しますか。

○宮地政府委員 具体的に、これから放送大学学園ができて、放送局を持つことになるわけでございますが、その際、学園の放送局の開設あるいは運営に当たりましては、NHKを初め既存の放送事業者から、技術面とか放送関係の要員の確保とか、いろいろな面で御協力を得る必要もあるかと思つております。そういうような具体的な協力関係の問題については、私どもも、もちろん関係省庁とも十分協議をしながら、積極的な姿勢で検討していかなければならぬ課題と考えております。

○竹内(勝)委員 NHKにお伺いします。

電波が国民に与える影響は実に大きいものがあると考えられます。そこで、NHKにも経営委員会とか番組審議会等がありますけれども、公共放送に対する考え方、電波の影響をどのように認識しておるか、また、NHKが受信料制をとつて苦勞しておるが、どういふ点に重きを置いて行つておるか、その点の御認識をお伺いしておきたい。

○田中(眞)政府委員 お答えいたします。

先生御存じのように、放送は、電波の特性を十分利用いたしまして、即時に広範囲な地域にわたつて報道、教育、教養あるいは娯楽といったそ

れぞれの分野にわたつて、国民生活に大変重要な面での放送をしまして、その結果、社会的にも文化的にもきわめて多様な、かつ重要な影響力があると私たちは思つております。特に、国内外のニュースあるいはその他の諸情報の放送については、現在国民の日常生活に不可欠のものになつておるのではないかと考えております。また、先ほどから御議論になつております学校放送とか社会教育という分野においても、私ども長い経験で、体系的な教育番組の編成あるいは教養番組、娯楽番組の提供なども行つております。こういった面での放送は、国民の福祉、文化の向上に十分役立っているのではないかと考えております。

なお、蛇足ではありますが、NHKが先年実施いたしました「日本人とテレビ文化」という世論調査の結果によりまして、テレビの文化的効用として、新しい思想や文化の発展とか日本の経済的發展、政治の民主化、伝統文化の保存ということに大変影響を受けているというふうな結果も出ております。

○竹内(勝)委員 私は、ここで一つの問題点として文部省にお伺いしておきます。

この放送大学一つのテーマ、たとえばいま問題になつていまして憲法の問題を取り上げるとか防衛の問題とか天皇制の問題とか左右両論に複雑なものがあるような問題を取り上げて講義するとき、放送法第四十四條三項にあるごとく、政治的公平あるいは意見が対立している問題はできるだけ多くの角度から論じていく、こういうことも言われております。

しかし、授業が学生に魅力ある授業となつていく、いろいろな大学でいろいろな講義が行われるからこそ、わが国の社会に健全なものを与えておると言つても過言ではない。学問というものは、画一的な何かに統制されていふたうな、あるいはいろいろな角度からニュース解説みたいになつていふことを言つておる人もあります、こういうことを言つておる人もありますというふうなもので

果たして——わが大学の主張はこうなんだ、私の主張はこうなんだというものが言えなかったら学問的にならぬですよ。

そういった面と、この学問研究の自由、教育の自由、これはもちろん大学の命です。しかし、もしもそれが時の権力支配者の考え方に従っていない形にならなければならぬ。これは、もはやこれは学問の自由も何もあつたものではないわけですね。したがって、この放送法の面から政治的な自由とか多様性といった面を考へていけば、果たしてそういった放送ができるのか。

同時に、一步誤れば、皆さんのいまの計画でいきますと、多くの人たちがこの放送大学で勉強していくわけですが、何しろ六百何十万人から考へて、最初でも二十何万人、常時で四十何万人を考へていくのだ、こんなことはまだかつてない大学の規模になりますね。そういった者にもしも画一的な教育しかできなかったら、これはまた大変なことになる。そうなつてきますと、意識の画一化あるいは誘導機関になるおそれの大学に出ると私は思うのです。この点どういう認識を持ちますか。

○宮地政府委員 お答え申し上げます。

特に、放送法第四十四条三項の中でも、第二号の「政治的に公平であること」と、第四号の「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」という規定があるわけでごさいます。その関連と、学問の自由なり大学の自治というものの関連についてのお尋ねであらうかと思いますが、第四号に「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」という規定があるわけでごさいます。これは意見が対立している問題については、その論点を明らかにすることにつきまして、特に講義の方法に対する一種の制約が加ふさつてくることにならうかと思ひます。ただ、この場合でも、先ほども申し上げたわけでごさいます、講師の学問的見解を述べることまでも禁止されるものではない

いと私どもは考へておりまして、それによりまして学問の自由が損なわれるものではないと考へております。

次の問題点でございしますが、政治的な問題にかかわる場合には、講師が自己の学問的見解を述べること、このことが第二号の「政治的に公平であること」という規定との関係で問題になつてくるという点についての御質問であらうかと思ひます。ごさいます、その点に關しましては、大学自体においてその教育内容そのものに適正な自制をすることによつて学問の自由との調和を図るといふのが考へ方の基本的な点でございします。

なお、放送大学の場合の講義については、先ほども御説明をしたわけでごさいますけれども、番組の制作に当たっては、各授業科目ごとにそれを担当する教員と放送関係スタッフとで実際上はコースチームを編成して、それで内容の検討をし映像化するというようなことにならうかと思ひます。その際、教学側と申しますかアカデミックススタッフ、そういう側においても教育そのものが放送されるということに留意をして、教学側自体の自主的な判断、主体的な判断でそれを自制し、また、放送スタッフ側においても学問の自由という点に十分留意し、慎重に対処することが望まれるわけでごさいます。具体的には、そういうチームを編成して検討し、十分に意見を交換して、それらの点について十分調整を図つた上で実際に番組が流されるというような仕組みにならうかと思ひます。

○竹内(勝)委員 そこで、電波を使った教育の影響というものは多くのものが出てまいりますよ。たとえば教育の基礎となる教師の選定が、時の権力支配者の考えを支持、そういう学説を持つ者を中心に集められたとなつたら、これはもう大学の名にも値しない、そういうものになつてきますね。そこで、具体的にちよつとこの前も私は指摘をしておきましたけれども、たとえば特に第十条にあるように「理事長及び監事は、文部大臣が任命する。」、こうありますね、それから、第十九条は

委員の選定でございしますね、運営審議会委員の選定の中で「学園の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。」、こうございしますね、それから学長及び副学長、教員の任命、こういったものも、第二十一条の二項に「文部大臣が任命する。」、こういうふうに出てきていますね、つまり、すべて文部大臣、もちろん理事長は文部大臣によつて任命されるわけでごさいますけれども、文部大臣と理事長とによつて一切が決まつていく形ならば、これはもう文部大臣のオールマイティという形です。たとえば、いろいろな意見を持つていたら、そういう人はやめさせることもできるのですから、任免があるのですから。そうなつてくると、これはもう完全に文部大臣の影響が出てくる。

こうなつてきたならば、これはもう大学の自由だとか自治だとかなると幾ら体裁のいいことを言つていたつて、この法案自体を見ても傾いたものにならざるを得ない、そう思ふけれども、認識はどうですか。

○宮地政府委員 御指摘のような任命方法になつておるわけでごさいます、具体的に、第二十一条でございしますと「学長、副学長及び教員の任免等」の規定でございしますが、その二項に「学長は、理事長の申出に基づいて、文部大臣が任命する。」という規定がございします。具体的任命に当たつては、もちろん理事長の申出に基づくわけでごさいます。理事長が申し出るに当たつては、評議会の議に基づいてございします。

さらに第二十一条の五項でございしますが、「教員は、学長の申出に基づいて、理事長が任命する。」というところになつております。第六項に、第二項の申し出、つまり、学長の任命に当たつての理事長の申し出でございしますが、その際も、また、教員の任命については学長の申し出に基づいて理事長が任命するわけでごさいます。それぞれ理事長が任命するわけでごさいます。いづれも「評議会の議に基づいて行われなければならない。」というところになつておるわけでごさいます。その「議

に基づいて」ということは、非常に拘束力の強い規定でございまして、実質的にはそれぞれ、教員の任命なり学長の任命というふうなもの、そういう人事については、具体的権限行使に当たりまして、大学の関係者みずからが行うという仕組みを確保してあるわけでごさいます。

直接の比較にはならないわけでごさいます、国立大学の学長も文部大臣が任命をいたすわけでごさいます、これももちろん学内で、大学自体の選挙の行われました者について申し出に基づいて文部大臣が任命をするという仕組みになつておるわけでごさいます。

以上のようなことでごさいます、文部大臣の権限が非常に強過ぎてどうかという御質問でございしますけれども、この特殊法人の放送大学につきましては、大学の自治を確保する規定を、法律上必要な点については十分設けまして、その点は大学の自治の確保に十分努めておる、私どもはかように理解をいたしております。

○竹内(勝)委員 いまあなたは「評議会の議に基づいて」というところを出しましたね、私、評議会に關しても、この後言おうと思つていたので、評議会はまだ、学長の申し出に基づいて理事長が評議員を任命するのですから、文部大臣それから理事長、そういった者の全員のオールマイティになつていふと言つても過言ではないわけですからね。

したがつて、これをこんな形に、偏つたものを持つていつては——本来大学には教授会という自主性を持った権威のあるものがあるわけですよ。ですから、教授の地位を強めるという意味から、第二十三条の二項二号にあるとおり「評議会が定めるところにより選出される教授」ではなくして、これを、教授が、あるいは教授会によつてこの評議会の評議員というものを定めていくというふうに変えていく必要があるのではないか、こう考へます。これが一点。

それと、理事長あるいは監事あるいは学長の任免に關しても、これを、他の特殊法人等の例を考へても、国会の両院の合意を得て任免するというような表現にすべきではないかと提案したいわけでございますが、いかがでしょうか。

○宮地政府委員 お答え申し上げます。

評議会の規定をこの放送大学については設けておるわけでございますが、評議会の所管します事務柄としては「人事の基準」ということで二十二条が「学長、副学長及び教員の任免の基準、任期、停年その他人事の基準に關する事項は、評議会の議に基づいて、学長が定める。」ということでございますので、もちろん評議会の議に基づくわけでございますから、評議会自身がお決りになるということになるかと思ひます。

そこで、そういうことで評議会が二十三条に置かれておりますが、先生御案内のとおり、この放送大学の組織全体、これは全く新しい形の大学でございますまして、実際に教員組織というふうなものにつきましても、発足してから具体的なものが置かれていくわけでございますが、私も現在想定しておりますところは、この放送大学自体の専任教授ももとよりでございますが、それぞれ国公立のほかの大学の適当な方々に客員教授として積極的に入っていく御協力をいたたく、さらにまた、全国各地に学習センターが置かれるわけでございますまして、学習センターにもまた専任の教員が配置されるわけでございます。そういう構成全体が大変複雑な構成になっていくわけでございますまして、したがって、評議会という規定を設けてまして、人事に關する事項は評議会が行うという形の規定を設けてございます。この点は、既存の国立大学の例で申し上げます、筑波大学には評議会に關する規定を法律上規定してございます。

そこで、二十三条二項二号でございますが、「評議会が定めるところにより選出される教授」ということで、これは評議会みずからがお決りになるわけ、代表の教授を六人以上十二人以内というところで構成を定めたものでございます。先ほどもちよ

と申し上げましたが、学校教育法上の教授会は、もちろんこの放送大学においても置かれることは当然でございます。

なお、次にもう一点は、役員あるいは運営審議会の委員の任命に關する国会の承認を得ることにしてはどうかというふうな点に關するお尋ねでございます。たとえば具体的に、放送法十六条ではNHKの経営委員を国会の同意にかかわらして置くわけでございますが、私も伺つておるところでは、これはNHKが受信料に基盤を置く公共放送というふうな性格から国会の承認を必要としているというぐあいに伺つてゐるわけでございます。この放送大学学園の役員人事につきましては、従来、通常、特殊法人の役員人事に關して規定をしております規定の例にならぬようにして、文部大臣が任命をするということにしたわけでございます。具体的に、運営審議会は理事長の諮問に應じまして法人の業務の運営に關する重要事項を審議するということでございますが、たとえば文部省所管の特殊法人に關して、運営審議会の置ける諮問機関としての評議会というふうなものを置いているものもございまして、任命方法としては通例こういう形で規定をいたしております。

具体的に運営審議会の構成メンバーとしては、先ほど学識経験者の中から文部大臣が任命するという十九条の規定を御引用になつたわけでございますが、具体的な人選をいたしましては、もちろん、たとえば国公立の大学の関係者でございますが、あるいはまた放送事業者というふうな関係の方々を適正な形で網羅をして、その運営に關しては全体の意見が十分反映されるような構成で考えていくというふうなことは当然のことでございます。

○竹内勝委員 この後、同僚議員から関連質問がありますので、もう一問で終わります。二点伺つておきます。

十三条の二項、文部大臣または理事長は、この役員に關して「その他役員たるに適しない」と認め

るときは、その役員を解任することができる。この条文でございますが、この「役員たるに適しない」と認めるとき」というのは、ちよつと幅が広過ぎて、自分にはちよつと気に食わぬというふうなことになるきたら、これはそのまま解任することができかねるわけですね。

したがって、この部分を取り除くか、あるいはその表現に限定したものを加えるか、その点で一点お伺いしておきたいのと、同時に、業務のところで、第二十条、この業務に携わるに当たつて「大学における教育に必要な放送を行う」というのは、「大学における教育に必要な放送を行う」というのは、これは「必要な放送」となれば、教育は生涯教育ですから、また何でも教育に必要なんですよ、いろいろなものが。そうすると、この教育に必要な放送を行う」というのは、もつと限定しなかつたならば、先ほどの議論、NHKの教育放送あるいはほかのものにも拡大解釈できるんですよ。たとえば夏休み、冬休み、授業がないので、その放送の時間帯が空いている。そうなんだときには、では、教育に必要なんだからということで、音楽関係でもスポーツ関係でも何でも放送できるのだと解釈しないとも限りません。

したがって、私はここに要するに、大学教育における、もつぱらその教育に必要なものであるというふうな、そういう限定を加える必要があるのではないかと、こう思ひますので、この二点御答弁いただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○宮地政府委員 お尋ねの第一点は、十三条二項で「役員たるに適しない」と認めるときは」という規定では広過ぎるのではないかとお尋ねでございますが、そこに例示としてございましては、心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき」とか「職務上の義務違反があるとき」というような規定があるわけでございます。したがって、「役員たるに適しない」というのは、その例示に掲げた事柄に類似するような事柄であることは当然でございます。こういう規定の仕

方になつてゐるというのが通例でございます。

それから第二点の、第二十条第二項第二号の「教育に必要な放送を行う」という点に關しては、教育に必要はないかという御質問でございますが、「教育に必要な放送」といふことは、教育課程に基づく授業としての放送を言うわけでございます。したがって、そういう教育課程に基づく授業としての放送のほかには、たとえば学生に対する告知放送でございますとか、あるいは入学者募集放送等、大学の教育そのものに付随すること以外には広がることはない、かように私も考へております。

○竹内勝委員 それでは、これで終わりますが、いまの答弁では、私、不服です。そんな「その他役員たるに適しない」と認めるときは」といふのは、前の方にかつておるような言い方をしています。この表現からいけば、もう自分は役員たるに適しないと考えたら解任できる、こういうふうにとられます。

同時に、先ほどの二つの二十条の方でも、放送が教育に關連するならばどんなものでもできるということから、たとえば、いまのNHKの教育放送だって、もううんと關連が出てまいりますし、そのほかのものにまで出てくるという面で、この議論というものが大きく出ておるわけでございますので、その点の議論というものはもう一歩進めていかなければならないと思ひますが、時間の都合でこの際、同僚議員に關連質問のために譲りたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐藤委員長 関連質問の申し出がありますので、これを許します。有島重武君。

○有島委員 本法案につきましても、通信とそれから文教の方の連合審査というところでございまして、けれども、先ほど各委員からさまざまな御質問がございまして、相当長い期間やつてきた、そこでもって全然法案は変わらない姿で出てきておる、それで、この前の連合審査のときに、前任者

であられた文部大臣が、その点は十分検討するといふようなお答えがあったような事項もある、それがそのままになって、また持ち越されておるといふようなことがあるようにあります。

そこで、文部大臣にひとつここで約束をいただきたいのですけれども、そのような事項につきましてチェックしていただいて、それで検討を前任者が約束されている点につきましては、この法案を審議中の文教委員会なり、また他の方法によりまして何らかのお答えをなるべく早く出していただきたい。ひとつお約束をいただきたいのですけれども、いかがでございますでしょうか。

○宮地政府委員 先ほどもその点については御答弁申し上げたわけでございますが、指摘事項についてどう考えるかというような事柄について、ただいまの御質問は、個別にそれらの事柄を整理して、それについての考え方を示すようにという御指摘でございましたので、その点は早急に検討して、個別の事柄についてお示しをするようにしたい、かように考えます。

○有島委員 何分大変限られた時間でもってやっておりますので、そういった事項がたぐさんとおぼろげから、いま大学局長が言われましたけれども、必ずこれを早い時期に実行していただきたい、お願いしたいと思っております。

○田中(龍)国務大臣 内藤前々文部大臣のお話もありましたが、その後にもまた私の前任者も、やはりこの御審議をいたしたと存じますが、さらにまた私の代に引き継がれました経過でございますので、ただいま大学局長からまたお話ししましたように、その点につきましては局長と相談をいたします。

○有島委員 この大学といいますが放送大学学園というところでもって設置される新しい大学、これは大変新しい試みであるといふことをたびたび言っておられますけれども、その一番新しいと言われるエッセンスは、放送を用いるという点にかかわっているのではないだろうか。だから、放送大学などという名前を、いま、これは仮の名前で

あるようにございませうけれども、使っておられるのではないだろうかと思ひます。

ところで、いまの竹内委員から御指摘のありましたように、放送によって教育を本当に進めていくのかという点でございませうけれども、これは教育の中の時間数にいたしまして三〇%以下でありませう。そしてBBCでもって英国がやりましたオープンユニバーシティの場合でも、当初は二〇%程度の放送による教育ということも想定していた、これがだんだん、実際やってみますと、いま竹内さんの言われましたように、一〇%になってきた経緯もございませう。ということでございます。いまして、これは放送による、ないしは電波を用いていく大学教育であるという言い方でございませうけれども、電波も用いるという方が本当は実態をよく言いあらわしているのじやなかろうか。主として放送を用いる、主として電波を用いるということではない、主としてということになりまして、これは五〇%以上を使うということになりませうから、そういうことではさらさらないのであるということ、こゝでもって確認しておきたいのですけれども、大学局長、いかがですか。

○宮地政府委員 先生御指摘のように、放送による教育の分野はおよそ三分の一程度ということと考えておりますので、もちろん、面接授業によるスクーリングというものも考え、印刷教材によります学習ということも考えておるわけでございませう。そういう意味では、放送も含まれるという先生の御指摘のとおりと理解をいたしております。

○有島委員 その点がややPR不足といひますか、すべてが放送で賄われるような感じで議論が交わされやすいのじやないだろうかという点を私は指摘したかったわけであります。

あとこれは将来の話にならうかと思うのですけれども、放送衛星が用いられるようになったときに、カバーできる範囲が日本列島に限られるといふようなことを、せんだってちよつと伺いましたけれども、当然韓国、朝鮮といふようなところは含まれてしまうのじやなかろうかと私は思うので

すが、これを伺っておきたい。それからもう一つ、いわゆる北方領土、四つの島については、ここにも行き渡るのじやないか、こういう点でございませうけれども、これも承っておきたい。

それから第二番目に、放送衛星について遠い将来に、もっと大きな範囲、東南アジアといひますか、環太平洋全域をカバーするような状況を将来の問題として考えていかなければならぬと思うのですけれども、そういうときの技術的問題はないしは国際法上でもっていろいろ問題があるのかと思うのですが、これは可能なのか、それともこういうことは不可能なのであるか。

それからもう一つ、放送技術のことでありませうけれども、これは衛星に限らず、いわゆる多重放送につきまして、電波局長の方からテレビ一つ、それからラジオ一つ、こういうことでございませうが、このテレビの波にはプラスの多重放送が加わる、こういうことでございませう。ところで、テレビでもって多重放送を用いない場合も多々あるかと思ふんですね。そのときにはテレビでもって普通の放送をやっておる、余っている多重放送のプラスの電波は、別なラジオ放送の用にこれをもちいることは可能でございませうか。

以上三点をお伺いして終わりにいたします。

○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。まず最初に、北方領土ないしは韓国に電波は落ちるのではないかとということでございませうが、ほとんど日本本土と申しますか、与那国を含めまして大東島あるいは小笠原といふようなところにつきましても入るわけでございませうけれども、ただ入り方がございまして、韓国などには非常に大きな――大東島あたりが四・五メートル程度のパラボラアンテナを考へておるわけでございませうが、それが十メートルといふようなパラボラを用意するといふことになりまして入ることにならうかと思ひます。そこらあたりは国際的な協定もございまして、スピルオーバーさせないといふことで、技術的にはほとんど問題にならない、つまり、問題にならないといふのは、混信を起さないといふ

ようなことで、漏れは韓国などについては小さい、北方領土は十分入ると思ひます。

それから次に、環太平洋等、そちらの方に放送電波をおろすといふことでございませうけれども、これにつきましては、いま国連におきましても論議されておるところでございまして、国際的な協議あるいは協議が調えば技術的には可能かと思ひますけれども、いまのところ、よその国から自分の国へ放送電波をおろしてほしいといふような話は余り聞いておりません。ただ、非常に友好国で言葉も同じだといふようなことでは、話し合いのかんによつてはあらうかと思ひます。

もう一度繰り返しますけれども、空からおりてくるわけでございませうが、日本も非常に細長いといひますかそういうところですから、アンテナの工夫によつてかなり、かつこの悪い、真ん丸くなくてもそこだけカバーするというのは、技術的には可能でございませう。

次に、最後の御質問でございませうが、テレビに音声を加えることでございませうが、技術的にはいろいろ工夫があるわけですから、ただいまのところテレビに音は一つついておりますが、それにもう一つつけられるといふことで、現実にもう放送実用化試験局といふようなことでやっております。ございませうけれども、この波を現在のところはテレビの絵に付随した補完の利用といふかっこうでやっております、これを絵と余り関係のないラジオとして使うことにつきましては、独立利用といふふうにも私も申しておりますけれども、この辺につきましては、いろいろなマスコミの集中排除の問題等からいたしまして、それを認めるかどうか、認める際には非常に問題があるといふことで、鋭意御検討をいただいておりますので、大臣の諮問機関として設けて、いま御議論いただいておりますこと、技術的には絵に二つ音をつけるということは可能でございませう。

○有島委員 どうもありがとうございます。

○佐藤委員長 木下敬之助君。

○木下委員 この放送大学学園は、国民の要請にこたえて、すべての国民に教育、学問の機会均等を図るという設立の趣旨から考えてみまして、全体計画を明確にしてから発足すべきではないかと考えておりますが、この点につきまして文部省のお考えをお伺いしたいと存じます。

○宮地政府委員 御案内のとおり、放送大学につきましては、社会的な要請を受けまして国民に開かれた大学をつくるという考え方で取り組んで、今日まで十年余にわたって検討し、御提案を申し上げておられるという経緯がございます。私どもとしては、それらの検討過程においての問題点も十分把握しているわけでございます。先ほど来御説明いたしておるわけでございますが、この放送大学が放送を教育に使った大学という意味では、全く新しい最初の試みでございます。しかも、全体計画という点で、非常に大きなプロジェクトになるという点でございまして、その整備については、私どもは段階的に慎重に取り組みたい、かように考えております。

そこで、第一期計画としましては、私どもは、人口の集積でございまして、あるいは人口の構成、そういうような点から見まして、今後、全国に広めていく際の拡大計画に必要な具体的な資料も得るといふようなことで、既存の東京タワーを利用し、かつ一カ所送信所をつくるというように形で関東地域をまず対象として進めるということを取り組んでおるわけでございます。

将来計画につきましては、先ほど御説明いたしたわけでございまして、一つには放送衛星の実用化の動向といいますが、そのことについても十分踏まえなければいけないのであろう。それから、先ほどもお話をいたしましたわけでございますが、今後の高等教育へ進学する年齢の十八歳人口の動向、そういうものも十分踏まえながら、たとえば昭和六十五、六十六年には、おおよそいまよりも約五十万人多い約二百六万から七万というのがピークに達するわけでございます。したがって、昭和六十二年から約十年間くらいで高等教育

の整備計画全体というものが、これから検討していく課題として出てくるわけでございます。放送大学の対象地域を全国各都道府県に拡大するという課題につきましても、そういう次期の高等教育機関の整備計画全体の中で検討させていただくというところでございます。

○木下委員 同じ答弁で大変お疲れでございまして、新しい大学であればあるほど国民の期待というものは大きいのでありまして、特に教育とかこういったものは、基本的な姿勢というものが大事になるかと考えます。そういった意味で、私どもは、こんな、だめかもしれないけれども、もしかしらば、国民に均等ということを中心にあつていいのではないかと。これはどちらを大事にするかという比重の問題でありまして、いまのような徐々に行きたいとかそういった答えでは、私どもは大変不満なのであります。基本的な姿勢として、教育する者の基本的な姿勢として、この機会均等よりもそういった技術的なものを優先したというものは、非常に汚点ではなからうかと私は考えるわけであります。

次に、郵政省にお伺いしたいと存じます。同じ教育の機会均等を図る見地から考えて、放送衛星を利用して全国をカバーすべきではないかと思うのであります。これができるといふことになつてからやられてもいいのではないかと考えるのですが、また費用の点から見ても、その方が安くなく、と聞いておるのですが、どうでございませうか。

○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。

放送衛星を使えばどうかということでございます。放すけれども、放送衛星は、その性質上一つの電波で日本全土をほとんどカバーすることができるとございまして、将来、日本全土を対象に放送を行うことが予定されているといたします。そういう放送大学学園の放送にお使いいただくのは、きわめて有効であらうかと考えるわけでございます。

しかしながら、学園の放送衛星利用の時期でございまして、いま私どもで推進しております放送衛星でございますが、五十九年二月に打ち上げを予定しているものがございまして、これはBS2といふふうに出ておりますけれども、これにつきましまして、こういうものを打ち上げます場合に最低五年ぐらいの準備がかかるということ、すでにNHKの難視聴解消用、NHKは現在五十一万の難視聴解消がございまして、それを五十八年までに従来方式で四十一万まで減らす、その時点におきまして、それ以上のものを従来方式で解消するのはきわめて困難であり、経費もかかるというふうなことで、繰り返しますけれども、五十九年二月ごろを予定しております放送衛星は、NHKの難視聴解消用ということに予定しているわけでございます。つまり、余分の番組はもう入る余地はない、こういうことでござい

ます。したがって、もし放送大学学園の番組というものを放送衛星にも利用するということになりまると、第二世代の放送衛星と申しますか、BS3というふうなもので降でないと考えられな

い。それにつきましても、もし利用するにしましても、やはり五年以上かかるものでございまして、かなり早い時期にお決めいただかないと、その利用もそれだけおくれるというふうなことでございまして、放送衛星の利用につきましましては、今後とも関係の文部省とも緊密な連絡を保ちながら検討を進めてまいりたいというふうな考えておるわけでございます。

それからもう一つ、費用はどうだということが御質問にあつたかと思ひますけれども、最終的に全国普及を図るということでございます。先ほど

でも申し上げましたように、人工衛星を利用した方が、推定でございまして、コストは安いであらう。これは非常な山間僻地までを考へての話でござい

ます。○木下委員 郵政省としまして、この放送衛星を利用することは十分考えられる御意見と思ひますが、ただ、いつ発足させてどうするかという点に

ついて受け身のようでは、ございまして、郵政事業は特に地域的なハンディを克服させる手段をいろいろと有しておると思ひます。地域的なバランスを図る義務があると思ひます。もつと地域的なバランスをとるということの重大さを認識していただきたいと思います。恵まれない地域の発展のために真剣に取り組んでもらいたい。そういうことのできる郵政事業だと考えておりますので、受け身ではなくて、もつと積極的にこの問題を考へていただきたいと思います。

たとえばその他の点でも、FM等のチャンネルプランにおいても地域的なバランスを考へるというお話かと思ひますが、余り大都市優先で考へるべきではないということかと思ひますけれども、そのとおりでございまして、私どもも、電波は非常に有限で大事なものでござい

ますので、「電波の公平かつ能率的な利用を確保する」というのが電波法の目的にございまして、けれども、そういうものを達成するといふ観点から、チャンネルプランの策定に当たりましたも、地域の経済力あるいは人口、放送需要あるいは周波数事情というふうなものを総合的に勘案いたしまして、できる限り地域間の情報格差の是正を図るという見地を守つていきたいというふうな考えておる次第でござい

ます。○木下委員 ぜひそのようにお伺いしたいと思ひ

ます。それでは次に、文部省にお伺いいたしますが、この学園構想とともに生涯教育という言葉が使われておるようでは、生涯教育というものをどう考へておられるのでございませうか。

○宮地政府委員 生涯教育についての御尋ねでございますが、生涯教育という観点から申しますと、青少年期の特に学校教育に限定をすることなく、それぞれの国民各人が生涯にわたりましてみずか

に必要とする学習を自分で主体的に選択をするといひますか、そういうことで幅広く教育学習活動が行われるようにすべきであるというぐあいに考えておられます。

○木下委員 そういふ観点からながめまして、非常に多くの人が、この放送学園によって同じものの教育を受ける、しかも、その教育が計画的に押しつけになるのではないかと考えられるわけですが、この点どうお考えでしょうか。

○宮地政府委員 この放送大学の内容についてのお尋ねで、押しつけになるのではないかと、御意見でございしますが、私も似たしましては、もとよりそのように考えておりません。

なお、具体的なお尋ね、あるいはもっと一般的視聴者からの意見を反映するようなことも考えるべきではないかというようなことをお尋ねのことであらうかと思うわけでございしますけれども、これは大学の教育でございまして、たとえばNHKの場合には、放送番組につきましては第三者の意見を反映し、その適正化を図ると申しますか、そういうことで番組審議会というものが設置されているというぐあいに伺っておるわけでございします。この放送大学の放送は、先ほども申しましたように、放送大学の講義そのものというところでございます。したがって、その内容につきましても、大学以外の機関といふことについては、必ずしも適切ではない。むしろ番組の適正化につきましても、大学みずからの自律的な規制に期待するというのが適切であらうか、かように考えておるわけでございします。

もちろん、国民が広くこの番組を聞く、むしろそういう点にも一つのねらいがあるわけでございしますから、一般の視聴者を初めいたしまして、いろいろな御意見が寄せられるであらうことは予想もされる点でございします。そういう御意見については、学園の放送が大学の授業としての実質を持つておる、そういう点に着目をいたしまして、先ほども申しましたような大学の自主性を尊重す

るといふ観点から、むしろ大学の中にしかるべき適切な委員会のような組織を設けまして、そういう意見を十分受けとめて自主的に対処をするような配慮をするということが、私も似たしましては考えるべきことであらうか、かように考えます。

○木下委員 一般の大学であれば、いろいろな大学がありますから、それぞれの大学が自主的に考えてやられて、そういったことの影響で評判がいへ悪い、あそこにはいい教授がいるからとかいろいろなことを選択して学問をするわけですが、選択の余地のないものの場合、そういう自主的なものだけに任せていないで公の声が入るようなシステムというものが必要ではないかと考えておりますが、この点どうお考えになりますか。

○宮地政府委員 その点は、先ほど来の御議論にもございしましたように、放送法四十四条三項によります。政治的な中立でございしますと、あるいは意見の対立する点については、公平にその点を述べるというような点で放送コードの規制というものが、この大学にもかかっているというところは先ほど来申し上げておる点でございまして、それは先ほど来申し上げておる点でございまして、その調整といいたしましては、先ほど来御説明しておるような大学自体の適切な自制にまつことによりまして学問の自由を確保しておりますというところを御説明申し上げておるわけでございします。

したがって、私も似たしましては、この放送大学そのものの講義の中身につきましても、いろいろ視聴者からの御意見等があることも予想されるわけでございますが、先ほど御説明を申しましたような大学自体の自律的作用でそれに対応するのが適切ではないか、かように考えております。

○木下委員 言葉で言うのは簡単ですが、これ現実に運用するのは人間ですから、その点、これほど大きなシステムが一所に集中して、それしかないという形の中で、ただ言葉の上での自主性というのに任せてしまっているものと私も思えないわけですが。

私としましては、具体的に解消するための提案をいたしまして、たとえば、その講義の内容に反論をしたいというような他の大学の学者があれば、その学者に対して放送の機会を与えるような時間枠の設定とかいうシステムができていいたのではないかと考えています。常時そういった国民のために広く開放する時間枠があれば、その時間等を通じて公平にいろいろなものを、その枠を利用する人たちが全く別の次元から利用して、国民に広く理解を求めることができるわけではないかと思ふのですが、この点どう考えられますか。

○宮地政府委員 もちろん、それぞれの学者がお互いに自己の学説なり主張につきましても、公開の場と申しますか、いろいろな言論その他手段があるわけではございまして、それを主張し合うことは、学問の進歩、発達のためにも必要なことであらうかと思ひます。

ただ、御提案のような放送大学の放送についてそういう機会を与えることはどうかというお話でございしますけれども、放送大学の授業としてこの放送は行っているわけでございまして、その大学における授業そのものにつきましても、ほかの大学の方が反論をするということそのものについて、私は、私も似たしましては、それは必ずしも適切ではないと考えております。

むしろ視聴した結果、ほかの学者がほかの公開されておりますいろいろな機関でそのことを反論すること自身については、もちろん、これは学問的に自由でございしますけれども、この放送大学の放送そのものは、放送大学の授業そのものでございしますので、したがって、そういうことは考えていないというところでございします。

もちろん、番組の中身につきましても、先ほど来御説明しておりますように、放送法四十四条第三項の規定が準用されているわけでございします。それを踏まえた授業というのになりますので、具体的な授業の形としては、担当教官とプロデューサーその他放送関係者も含めましてコースチームのようなものが編成され、そこで慎重な検

討を経て制作し、放送されるというような仕組みで考えているわけでございします。したがって、意見や学説が対立しているような事柄につきましても、もちろん、多角的にかつ公平に取り扱われた授業というものを私も似たしましては期待しているわけでございします。

○木下委員 放送が学園の、大学の放送であるから、他の大学が入られられないというところでございしますけれども、一日じゅうやっている放送の中を全部その放送大学でとらずに、そういった他の大学もできるような時間枠を最初からとっておいたらどうであらうか、こういう私の提案なのでございします。

○宮地政府委員 放送そのものは、放送大学の授業というところで、放送大学自体の編成されております教育課程に従って行われる授業そのものであるわけでございします。したがって、いわゆるAとBとの間の論争を、ある事柄についてそれを提供するというような形のもので取り上げるものではないというぐあいに私も似たしましては考えております。

○木下委員 それは皆さんのお考えでそういうふうによられるつもりでございしますけれども、こういった教育が一方的になされる可能性があり、政府等の考えが偏重して伝わる可能性があり、そのようなものとき、反論できるように、同じように力のある者を用意するというのが、公平に教育が行われるために大事ではなからうかと私は考えております。

郵政省にお伺いいたしますが、この放送大学学園による放送は、国営放送ではないかと考えられるのでありますが、番組の内容も時の政府の考えに偏向したものになりはしないかと懸念するわけでございします。その点どう考えておられるでしょうか。

○田中(真)政府委員 お答えいたします。放送大学学園は国営放送となるのではないかと、御指摘かと思ひますけれども、放送法制定の趣旨からも考えまして、現行の放送は国が放送事

業者となることは予定しておりません。郵政省といたしまして、放送法制定のそうした趣旨から考えまして、国が放送事業者となることは望ましくないと考えているわけでございます。

そこで、形式的には、放送大学学園は国とは別の法人格を有するというようにしておりますために、国みずからが放送事業者となる国営放送とは形式上も明確に区別できるのではないかと考えております。また実質的にも、学園の国からの独立性についてでございますけれども、この法律では主務大臣の監督命令は財務、会計に限定するなど、通常の特殊法人とは異なる配慮をしておると考えております。また学園の放送は、NHKのようにバランスのとれた娯楽、報道、教育、教養というような放送とは違いまして、大学の教育として行われるものであるために、大学の自治、学問の自由はより十分に確保されておるといふふうに考えておることでございます。

したがって、国の資金によりまして運営される放送大学学園の放送を認めるといたしまして、放送法第一条の精神と申しますか、放送の不偏不党に背馳するとは考えておりません。御指摘のような危惧はないというふうに考えておる次第でございます。

○木下委員 幾つかの質問をさせていただきますが、私どもの懸念しているものに対して十分な用意というか対策の講じられたお答えとは見えません。この学園の運営いかんによっては、教育統制と放送、情報支配の危険を十分に防いでいるものであると考えます。決してそのような結果に陥ることのないように今後十分な対策を講ぜられますように期待いたしております。

大変疑問のある放送大学学園であろうかと考えますが、今後の十分な対策の講ぜられ様というものが、これから私どもの賛成、反対に大きく影響していこうかと考えております。特に保革伯仲の時代と違ひまして、安定多数の与党の中で、こういった大きな重要な、将来に大変危惧を持たせるようなものが一方的にでき上がることはないように、今後よろしくお願いしたいと思ひます。

これに私の質問を終わります。

○田中(龍)国務大臣 いろいろと率直な御意見、ありがとうございます。

ただいま最後におっしゃいましたように、われわれも十分戒慎いたしまして御期待に沿いたいと思ひます。

○佐藤委員長 藤原ひろ子君。

○藤原委員 まず、郵政省にお尋ねをしたいと思ひます。

現在の放送法は、放送番組の編集につきまして国家の行政権力による干渉など規制を厳しく排除しているところでございますが、郵政省は、この放送の自主性について、その確保がなぜ必要と考えておられるのか、まずお答えをいただきたいと思ひます。

○田中(眞)政府委員 お答えいたします。

放送の持つ広範性と申しますか、地理的な制限もなく伝わりと申しますか、その普遍性によるものと考えております。

○藤原委員 私は、そのような簡単なことではないと思ひます。そういう認識では、後々の質疑が大変だということを感じます。

この放送大学学園は、財政的には国が出資をして、補助金を出すことになっております。組織、人事については、学園の最高責任者であります理事長を文部大臣が任命すると規定されているわけですが、つまりこのことは、既存の放送事業者NHKや民放各社に比べまして財政的にも組織的にも公権力が介入できる余地が残されているというわけでございます。だからあなた方は、放送大学の番組編集の独立、放送の自主性を確保する最大の担保として、大学の自治あるいは学問の自由というところからくる自律作用に期待するといふふうな、昨年の私の質問に対してはお答えになつていくわけでございます。

そうしますと、当然、郵政省として大学の自治とは何ぞや、こういうことを認識された上で、放送事業者の放送の自主性が保障されると確信した上で郵政省はゴーサインを出されたといふふうな思ひわけですが、そのとおりでしょうか。

○田中(眞)政府委員 そのとおりでございます。

放送大学における大学の自治の確保についてでございますけれども、大学におきます学問の自由、大学の自治の具体的内容としたしましては、大学の学長、教授等の選任が、大学の自主的判断に基づいてなされていることが重要な内容になるというふうな考えております。学園法案におきましては、放送大学の学長、教員の任命方法等につきましては、学園の一般の職員と区別しまして、国立大学の教員に係る教育公務員特例法の例になつた特別の規定を設け、放送大学の学長、教員の人事について、大学の自主性を尊重することを法律上明確にしているところであります。学園法の第二十一条、二十二条によりまして、学問の自由、大学の自治の保障が担保されておるといふふうに考えておる次第でございます。

○藤原委員 さらに、郵政省にお尋ねをいたします。

郵政省は、文部省との協議の中で、放送大学学園という放送事業者の放送の自主性、つまり、番組編集権の独立を保障する最大の担保が大学の自治にある、こういうふうにおっしゃっているわけですが、

それでは、既存の大学の教授会に与えられております権限との相違点は何でしょうか。郵政省にお答えいただきたいと思ひます。

○宮地政府委員 この放送大学学園は、特殊法人が設立する大学でございます。そういう形態はいままでなかったわけでございます。したがって、その人事についての規定をどう設けるかというところにつきましては、私も既存の国立大学の規定の例にならぬまま、大学の自治は十分確保されるように規定をいたしたわけでございます。

たとえば、評議会の規定をこの法律に規定をいたしておるわけでございますけれども、既存の国立大学では、筑波大学について評議会の規定を定めております。それ以外の既存の大学については、個々の大学にそれぞれ具体的に評議会というものは置かれておりますけれども、それが既存の大学と規定の面では異なる点であろうか、かように考えます。

○藤原委員 郵政省にこれが答えられないのはまことに残念です。大学の自治などといふ言いながら、では、ほかの大学はどうなっているのかと言つたら、文部省しか答えられないといった状態では、私は、この放送大学学園法案というものは、ますます不安定きわまりないといふふうに思ひます。大学の自治を守るといふことは、大学みずからが自律的に大学の教育研究にかかわる問題を責任を持って決定し、執行できることを保障することが、その大切な自治を守る根幹の一つになつていふふうには私は認識をいたしております。この根幹をなすものの一つとして、教員の人事の規定というものがあつていふわけですが、学園の最高責任者であります理事長の任命についても、文部大臣が任命をするということになつていくわけですね。

そこで私は、文部大臣にお尋ねをしたいと思ひますが、日本放送協会経営委員会委員の任命に当たりましては、放送法の第十六条で「委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから」と云々といふふうになつております。また、委員の選任につきましては、教育、文化、科学、産業その他の各分野から公平に代表させる、こういうふうになつております。つまり、委員の任命とか選任については、ある程度規定がされているわけですが、ところが、この放送大学学園法案につきましては、理事長も監事の任命も、こういう選任に当たつての理念というものは何ら明確にされておられません。これでは理事長や監事の任命に当たつて、文部大臣、あなたの恣意が働くのではないかと懸念があるわけでございますが、いかがでしょうか。

○田中(龍)国務大臣 御懸念の点につきましては、いろいろと議論もいたした次第でございますが、

が、なお、人事の点につきまして、理事長その他の任免の問題について担当の局長からお答えいたします。

○宮地政府委員 理事長の任命については文部大臣が行うわけでございますが、これは特殊法人の通常の規定の例にならなうわけでございます。もとより、この放送大学学園というものが、放送等により教育を行う大学を設置するというこの法律の目的に照らしまして、それにふさわしい人材を考へるというところは当然のことでございます。

○藤原委員 私が聞きましておりますのは、理事長及び監事などの任命に際して、その役員の選出母体、こういうものについての理念が何ら明記されていないのかという点をお聞きしたいわけですが、この点もう一度明確にお答えをいただきたいわけですが、大臣が任命されるという理事や監事について、こういったこともお答えできないということでは、まことに困ったことだと重ね重ね思う次第ですが、いかがでしょうか。

○宮地政府委員 お答えとしては重ねてのお答えになって恐縮でございますけれども、理事長と監事は御指摘のとおり文部大臣が任命をするわけでございます。その際に、考え方としては、

もちろん、この法律の一条の「目的」に書いてございますように、放送大学学園というものが、放送等により教育を行う大学を設置し、かつ当該大学における教育に必要な放送を行うというその二つの機能をあわせ持つわけでございます。そして大学教育の機会に対する広範な国民の要請にこたへるといことが目的に書いてあるわけでございます。この特殊法人が、大学と放送局をあわせ持つ大学教育を広く国民に与えるというような特殊法人でございまして、そういう観点をもちろん想定いたしまして、それにふさわしい人材を充てるとい考え方でございますが、法律上にそのことは規定はいたしてございません。

○藤原委員 ただいまのお答えでは、役員の選出母体についての理念は何ら明らかにされていないということがはつきりしたと思うわけですが、

今回の法案では、役員の選出や任命に当たりまして、文部大臣の考へ、つまり、公権力の介入の余地が残されております。これでは放送大学学園における放送の自主性が十分確保されるでしょうか、人事の面につきましても、重大な懸念を持たざるを得ないわけですが、それは、文部大臣がどのような考へを持って学園と大学の人事配置をするかということがきかれて大きな意味を持つからでございます。

私は、いまここに「これからの日本 激動下の祖国防衛」、こういう分厚い本を持っているわけですが、この本の監修は元総理大臣の福田赳夫さんです。しかも「これからの日本 激動下の祖国防衛」、これの中に書いてまいりますけれども、政策委員会委員一覽、これが並んでおりますが、このメンバーに現文部大臣であります田中龍夫さんが入っていらっしゃる、このことは御存じでしょうか。

○田中龍夫大臣 存じております。私と福田さんとの関係は御存じのとおりでございます。

なお、すでに五月ごろから、その編集会議がなされておたと存じます。

○藤原委員 この本の第十章を読ませていただきましたと「愛国心教育と国を守る気概」の中で「戦争の場合には特にそうである。市民防衛体制がしっかりできていれば、いたずらに貴い生命を失うことはないのだから。仮に核兵器による攻撃を受けたとしても「云々、こういうふうにして戦争、とりわけ核戦争を想定して市民防衛の論議と国を守ることに大切さを教える教育を、学校、家庭、諸種の社会教育の場で進めることを提案し訴えた」、こういうふうな明記してございます。これでは戦争、核戦争に備えるために愛国心教育、国を守る気概教育を進めようとしているのではありませんか。

先日、十月二十二日の文教委員会におきます審議で、わが党の山原委員の質問に対して文部大臣は「国防教育といったようなことは、私は決して

申した覚えはございません。」「こういうふうな回答をされているわけですが、しかし大臣、あなたの真意は、この本の中に出てまいります「愛国心教育と国を守る気概」、つまり国防教育そのものではないのでしょうか。その点はききお答えいただきたいと思ひます。

○田中龍夫大臣 改めて申し上げますが、私が国防教育というように申したことは絶対ございません。

それから、国を愛するという問題につきましては、これは日本国民でなくとも、東西を問わず、体制のいかんを問わず、みんな国を愛し郷土を愛し、また、家や愛し妻を愛する、この一連のものです。

○藤原委員 国を愛することは、親を愛し妻を愛し、それは教育勅語の肝心のところを抜いたものと同じでございますね。「父母兄弟二友ニ夫婦相和シ朋友相信シ」、これはだれが聞いてもいいことです。その後が大変だという論議があるわけですが、あなたもいま、それと全く同じことをおっしゃっているわけですが、国を愛することの大切さを教えることを、学校や家庭、諸種の社会教育の場で進めることを提案するのは当然だとおっしゃったわけですが、その前段を抜かしておっしゃいます。戦争、とりわけ核戦争を想定して市民防衛の論議、これと国を愛すること等ということを言っているわけですが、ごまかしていただいは大変です。

先ほど何か小さな声でよく聞こえませんでした。が、福田さんとうとうとかこうとか、同時に、五月にこの本をつくるために編集会議が何回あったかということですが、本というものは出版された日が大変なんです。明記してあるわけですが、この本はあなたが文部大臣になられた後の九月一日付で出版をされています。あなたは七月十七日に文部大臣に就任されたわけでありまして、

（佐藤委員長退席、三ツ林委員長着席）ですから、政策委員の一人として当然この本の内容について責任を負うものと理解されます。あなたの真意が違ふというのならば、この政策委員からおりるべきではありませんか、取り消すべきではありませんか。御答弁願ひます。

○田中龍夫大臣 御案内のとおり、声が小さかったと言われますが、大きな声で申し上げても、私は、福田元総理等とともに政策の集団を持つておる一人でございます。われわれの考へ方が同氏のいろいろな御苦勞によりましてその本になつておることは、おっしゃるとおりでございます。しかし、だからといって、いま先生が演説せられまして、私が国防教育をあれするとかどうこうと言うことは、少し範囲を広くお考え過ぎてやしないかと存じます。

日本国民である以上は、だれでも日本国を愛することは当然でございます。また、それは洋の東西、体制のいかんを問わないところでございます。

○藤原委員 私が想像や恣意的に申しているのではなくて、ここに書いてあるわけですが、あなたが政策委員の一人であるものの中に書かれていることを言っているわけですから、私の勝手な判断などではないということは明らかです。国防教育と言つたような覚えはないというのならば、この書かたれている政策委員としての田中龍夫さんと文部大臣としての御答弁とは相矛盾するものではないかと思ひます。

放送大学学園という放送事業者の理事長や監事などの役員の任命権者がこのような考へを持つていらつしやるのは大変だ、非常に重大なことだと言わざるを得ないわけですが、放送番組の責任は学園側が負ひ、しかも、学園側の最高責任者は理事長です。つまり、理事長の考へ一つで学園側の番組編集の自由が侵されかねないような状況でございます。

さらに重要なことは、講義番組と講義番組の間をどうつなぐのか、スポットあるいはお知らせ等をどう入れるのか、こういう問題でございます。既存の放送局では、いわゆる箱と箱をつなぐものとして、民放ではCMが入ります、NHKの場

合はお知らせであるとか公的のスポットが入っているわけでは、放送大学学園の場合は、三十分ずつ講義があるというそのつぎは、どんな内容のものを考えていらっしゃるのでしょうか、お答えいただきたいと思ひます。

○宮地政府委員 放送大学学園で行います放送は、先ほど来御説明しておりますように、放送大学の行方大学の教育そのものでございます。通常はもちろん授業と授業との間が接続して行われるわけでございますが、先生御指摘のような点で申し上げますと、たとえば入学募集でございますとか、大学運営そのものにかかわることに限定されることは当然でございます。

○藤原委員 まさか政府広報のスポットが入るといふようなことはないでしょうね。いかがでございますか。

○宮地政府委員 先ほど御説明申し上げましたようなこと以外に広がるということは考えられませんが、

○藤原委員 いろいろ御答弁されますけれども、なぜこのように何度も繰り返してお尋ねをするかといひますと、放送大学学園の「目的」を見ますと、「当該大学における教育に必要な放送を行うこと等により、大学教育の機会に」云々、こういうふう

に規定されているわけですね。この「等」ということ、このところにスポットを入れられるというふうな余地が制度的に残される、こういうふう

に思われるわけですね。政府広報番組が入らないというふうな保証はどこにあるのでしょうか。この「行方」こと等により、という点を明快にお答え

いただいて、そのようなスポットなどは入れないということを明快にお答えください。

○宮地政府委員 お答え申し上げます。

第一条の規定で「放送を行うこと等により」という「等」という規定があるから、政府広報が入るのではないかと御質問でございますが、私どもこの放送大学の教育の中身といたしましては、先ほど来御説明を申し上げておるわけでございますけれども、放送による授業というものは全

体のほぼ三分の一ということと考えております。ほかに学習センターにおけるスクーリングというものをほぼ三分の一、それから印刷教材等によります学習、これは自分で学ぶわけでございますが、それがおよそ三分の一ということと考えているわけでございます。その「等」というのは、そういう内容を含めているという意味でございます。

なお、先ほどのお尋ねで、私は、学生に対する告知放送というふうなことで申し上げましたが、たとえば入学者の募集の放送でございますとか、あるいは番組の子供放送など、そういう大学教育そのものに付随するもの以外が入ってくるということは考えられないわけでございます。

○藤原委員 それでは、この「等」というのは、学習センター、スクーリングあるいは印刷による教材、こういうものがあるから入れたのだ、では、三十分講義があつて、その次の三十分その間は、いま言われたような入学募集などであつて、絶対にほかのものはないというふうなことを考えていいわけ

でございますか。

○宮地政府委員 先ほど御説明を申し上げたもの以外が入ってくるということは考えられないわけでございます。

○藤原委員 それでは、大学局長さんはさうおっしゃいますけれども、これを決める編集権は理事長にあるわけですね。文部大臣が任命をされた理事長がこれを決めるわけですか。どうしますか、この理事長に対して文部大臣は、こういうスポットなどを入れているはならないというふうなことが言えるわけですか、いかがでしょうか。

○宮地政府委員 先ほど御説明を申し上げたとおりでございますけれども、それ以外の先生の御指摘になるスポット放送というものがどういふものを具体的に御指摘になつておられるのか、ちよつと具体的な事柄が私にはイメージがわきませんので、やや理解に苦しむわけでございますけれども、先ほど御説明を申し上げた以外のものが入るといふことは考えられないわけでございます。

○藤原委員 具体的イメージは、余りテレビを見ているしやらないので、わからないのかもしれないが、民放ではCMがよく入りますね。いまの子供には十五分ずつ休憩しないといけないぐらゐの間隔でCMが入ってくるというふうな状況も、文部省であるならばよく御存じかと思ひますが、まあ、そういうものが、この国営放送の中に、文部大臣が指名をされた理事長の権限でもって番組が自由自在にできるという状況にあるわけ

です。ですから、この「等」といふ言葉に対してどのような歯どめをかけられるのか、大臣、いかがでしょうか。

○宮地政府委員 民放が行いますような広告放送は、この放送大学の放送では禁止をされている事項でございます。

○藤原委員 文部大臣、いかがでしょうか。

○田中(龍)國務大臣 ちよつといふの答えがあれではなかつたかと思ひますが、先生の言われま

すのは、番組編成というものをいかによつて決めていくかという御質問であらうと存じます。文部大臣が任命した理事長が専断をいたしまして万事決定してしまふ、そういうものではなく、番組の編成その他、民主的な姿において決定した

すようになつております。

○藤原委員 そのような漠然としたことを聞いて

いるのじやないのです。先ほど申しましたように「当該大学における教育に必要な放送を行うこと等により、大学教育の機会に」云々とあるこの

点、この「等」といふのが大変あいまいだ、だから、権限でもって政府広報を入れてみたり、いろいろなことをやろうと思つたらやれるわけですね。そういう歯どめをかけるのはどういふふうにな

さいますか、こゝろ聞いておられるわけですか。じや、スポットは入れさせません、いま大学局長が答えられた入学募集とかさういふこと以外には絶対に

入れない、それは理事長になつた人に文部大臣はちゃんとやうといふことなんですね。

○宮地政府委員 私どもは、法律の仕組みからそのようになつていてと理解をいたしているわけ

でございますが、もちろん、文部大臣の任命される理事長が、この御提案申し上げております法律の規定に従ひまして執行することは、当然のことでございます。

○藤原委員 大学局長が出てこられるわけですが、私どもが聞いておりますのは、この法案では理事長一人が番組編集権を握っている。理事長が絶対の権限がある。しかも、この理事長の任免権は文部大臣が握っている。その当人である田中

文部大臣が、先ほど取り上げました「これからの日本」といふ本の政策委員に加わつてゐる。こゝう

にお考えを持つておられる方が、この理事長の首を左右することができ、こゝういふ事態は、だれが考えても危険きわまりないといふふうなことを

でしよう。とりわけ、あの十五年の長い戦争を経験してまいりました皆さんの国民、犠牲者は危

惧を持つてはつきりございます。この本には「有事に備へるべき法的措置」として「有事に自衛隊が行

動する場合」、「放送局等の利用」などといふことが書かれてゐるわけですね。これはあなたは御存じ

でしよう。

文部大臣、あなたは有事の際には、NHKや民放、そしてこの学園の放送局の利用を考へて

持たれてゐるのではないだろうか、こゝういふ危惧を私は強く感じるわけですね。これを讀ましていただければいただくと、その危惧の念は強くなるわけ

でございますけれども、この場で明快にお答えをいただきたいと思ひます。

○田中(龍)國務大臣 ただいまお話のような御心配は、私に關する限りは断じてございませぬ。どうぞよろしくお願ひします。

○藤原委員 それでは、さらに郵政大臣にお聞きをいたしますが、郵政大臣よろしいでしょうか。放送が持つております特質から、放送メディアが有事の際に利用されるというのを断じて許すべきではない、電波や放送の免許を与える責任者として、この点についていかがでしょうか。

○山内國務大臣 現行の放送法には有事の際の規定は一切ございませぬ。

が、その五千人の選り方をちよつとお尋ねしたいのです。

○宮地政府委員 教育需要の予測調査についての取り方でございますけれども、全国から五千人を無作為に抽出しまして、面接調査を行って、回収率八三・一％の回答を得た、実際の調査の実施は、新情報センターというところをお願いをしたわけでございます。

○依田委員 私は、世論調査の基礎的データについてとやかく言うわけではございませんけれども、いまNHKでいろいろそれに類似するといふわけじゃありませんけれども、教育テレビでいろいろやってございまして、通信高校講座などをおるわけでございますが、文部省、この通信高校講座の登録受信者というのはいくらか御存じでしょうか。

○宮地政府委員 ちよつと聞き漏らしましたが、NHKの通信制の高等学校の登録者といふことが、在学者の数でございましょうか。――失礼しました。生徒の入学、卒業等の状況でございまして、けれども、年次的には順次減つてきてございまして、入学者で申しますと、五十三年では千五百十二人、在学者数は六千四百九十三人という数字に相なっております。なお、高等学校につきましても、先生御案内のとおり、高等学校に対する進学率というのが、もうすでに全国で約九三％を超えるといふところまでございまして、これはそれぞれ地域における高等学校の普及の状態といふますが、そういうこともあるわけでございますが、全日制の高等学校へ通学する者が大変ふえてきております。したがって、通信制の高等学校、このNHKでございまして、通信制の高等学校、このNHKでございまして、たえば昭和三十八年度当時でございまして約一万一千七百二十人といふものが、現在では入学者としては千五百十二人といふところに落ち込んでいます。それは先ほど申し上げましたような高等学校教育全体の普及の度合いと申しますか、そういうことに原因があらうか、かように考えております。

○依田委員 いずれにいたしましても、NHKがそのほか以前には市民大学、いまは大学講座、いろいろ番組をやっておるわけでありまして、視聴者といふものが、数をふやすといふことはなかなかむずかしいのであります。この放送大学は、御承知のように出ますと教養学士、こういう肩書きになるわけでありまして、これも御承知のように就職のときにそういう肩書きといふのは余り役に立ちそうもないわけでありまして、文部省が見込んでおられます最大四十五万人、果たしてこういう受講者があるのかどうかといふことについては、非常な疑念を持つわけでありまして、そういう意味で、膨大な金をつぎ込むということに對して一抹の不安を持っておるわけでありまして、確かに生涯教育、これから平均寿命も延びるわけでありまして、御婦人たちにも生涯教育としていろいろ勉強したい、そういう意向のあることはあるものでありますけれども、しかし生涯教育ならば、また放送大学ではないほかの形でやることもできるわけでありまして、そういうわけで、この実施について果たして文部省の見込んでおるようなそれだけの方が利用なさるかどうかといふことについては、私は一抹の懸念を持っているわけでありまして、

ところで、この法律の一条あるいは二十条に「教育に必要な放送を行う」、こうあるわけでありまして、ところで「教育に必要な放送」の限度といふのが、非常にむずかしいと私は思っております。たえばカリキュラムの中に音楽史といふのがございまして、では、音楽史の勉強だといふことで中に軽音楽、そういうものの演奏を入れる、こういうふうになってくると、果たしてそれは放送大学の中に入るのかどうか。あるいはまた体育教育、こういうふうなことで、それでは野球放送を放送したらどうだ、少しそのくらいにまで広げてみたらどうだ、こういうことにもなりかねないと思ふのであります。この一条、二十条にある「教育に必要な放送」、この限度といふのは、どの程度までお考えになつてゐるので

しょうか。

○宮地政府委員 お答え申し上げます。

「教育に必要な放送を行う」という規定の範囲が不明確ではないかというお尋ねでございますが、私どもとしては、放送大学の放送と申しますのは、従来御説明申し上げてきておりますように、大学の教育課程に基づく授業としての放送といふことでございまして、したがって、実際にその放送番組そのものを組み立てるに際しましては、先ほど御説明をしたわけでございますけれども、教官スタッフと放送関係の技術者と両者がそれぞれチームを組みまして、十分協議をし、そして内容を固めまして、それを流すということになるわけでございますが、もちろん、その点は大学教育として行う中身でございまして、大学教育そのものといつたしましては、基準的なものとして、大学設置基準といふものが基本にあるわけでございますので、その大学設置基準に従ひまして大学の単位を修得するに必要な教育といふことを行うわけでございます。その内容につきましては、それぞれの大学が自主的に決めてなるといふことになるわけでございますが、御指摘のようにな放送が行われるといふことは、通常の大学の教育の講義といふことではまず考えられないことだと私は考えております。

なお、先ほどそれ以外の放送が行われるのか、まあスポーツ放送といふようなことで御指摘がございしましたが、それらの点については、学生に対する告知放送でございまして、あるいは入学者の募集放送とか、そういうような大学教育に直接付随するような事例に限られるといふふうに考えております。

○依田委員 私は、これは放送事業にタッチする者の宿命だろつと思つておりますが、やつていふうちにどうしても視聴率を上げたい、上げなければ学生が集まらない、こういう循環に入つてくるのじゃないかといふふうに思つております。そしてまた、番組をつくる制作担当者といふのは、自分の番組にただ先生の顔がストリートに出てい

るだけじゃ自分の腕をふるう場所がない、つまり、そこへいろいろ細工をすることによつて制作者の評価がいろいろ決まるわけでありまして、そういう意味で、制作者としては、どうしてもいろいろ番組に手練手管を加えたい、こういうことになるのじゃないかと思つております。

そこで、この放送大学というのは、視聴率は全然関係ないのか、つまり、視聴率というのは即入学者に関係することでありまして、それと番組内容のどちらにウェイトを置くのか、その点についてお尋ねをさせていただきますかと思ひます。

○宮地政府委員 この放送大学の行います放送といふのは、放送大学の学生の教育のために行う放送といふのが本来の目的であるわけでございます。ただ、結果といたしまして、そうして放映されましたものを広く一般国民の方々が視聴することによりまして、大学教育の機会に恵まれるといふことはあるわけでございますが、私どもとしては、先ほど御説明をしておりますような調査をいたしております。その調査でこの放送大学に登録されます学生の数の予測は、先ほど御答弁申し上げたやうなことで数字をたいたところを想定をいたしておるわけでございます。それ以外の方々に広く関心を持つていただきまして視聴していただくといふことは非常に望ましいことだと思ひますけれども、これは学生のための放送による教育そのものが本来のねらいでございまして、その点ではお話のように、放送関係の技術者といつたしましては、いわゆる視聴率といふものに伴う技術的な加工と申しますか、そういうことがあつたといふ話は伺つておるわけでございますが、本来のねらいは、ただいま御説明したやうなところにあるわけでございますから、大学の教育そのものといふやうに御理解をいただければあつたかと思ひます。

なお、本当にそれだけ来るのか、片方、通信教育などがだんだん衰退の傾向にあるといふやうなことから見れば、それだけの数が確保されるのかといふ点でお尋ねがあつたわけでございますが、

大学の通信教育は、先生御案内のとおり、私立大学について戦後三十年来取り組んでいただいておりますが、私立大学の通信教育につきましては、入学者というものが、ここ近年減ってきている傾向にあるという事は事実でございます。ただ、私立大学の通信教育につきましては、これはやはり基本的には、もちろん通信だけではございませんで、スクーリングをやるわけでございします。スクーリングをやる際に、勤労者等でスクーリングを實際に受けるのが、時間的な制約でございしますとか、あるいは地域的な制約とか、そういうようなことがございまして、なかなか受けにくいということが、やはり一つのネックになつていくということも言えるかと思ひます。その点につきましては、私ども、この放送大学の事業といたしましては、先ほど来御説明しておりますような学習センターにおけるスクーリングというものを重視するわけでございします。それも極力、受講生の方が便利でありますように、学習センターの設置につきましては、全国に設置をするという考え方でございします。また、スクーリングの授業にいたしましては、ただいま想定をいたしておりますところは、日曜日を含めまして時間的にも實際に受講をされる方々の便宜を極力考えるというような形で、なるだけこの大学が受け入れられやすいような形で運営していくということが、まず、いろいろ工夫もいたしていかなくてはならぬ一つの大事な点であらうかと考えております。

○依田委員 私は、12チャンネルが発足したときの理想と現在の現実の形を見ても、やはり相当変わつてきている、その間に資本系列もいろいろ移動があつたりして、そう変わったのでございまして、この放送大学というものが、当初の出発の時点の姿と比べると、よほどかちり規定をしておいていただきませんと、やがてNHKの分野あるいは民放の分野へ割り込んでくるという形に相なるのじゃないか、こういう意味でいろいろお尋ねをさせていただいたわけであります。

次に、大学の学問の自由とまた放送法四十四条三項の放送の自由、この相違点についてお尋ねをさせていただきます、こう思うわけであります。御承知のように大学の講義というのは、それぞれその先生方の持ち味によつて受講生がつくわけでありまして、われわれも大学で単位を選ぶときは、先生の主義主張を聞きたいということで講座をとつておたつたわけであります。そういう意味で、やはり教授の個性というのがさういうものから出る教育の味というのが大事だろうと思うのであります。一方、放送というのは電波という限られたものをやるわけでありますから、政治的な公平であるとかあるいは一つの議論に對して多角的な方向から答えを出す、こういうことが大事であります。その間には抜きがたい矛盾があるわけでありまして、学問の自由と放送の自由との間には抜きがたい矛盾があるわけでありまして、この辺をこの放送大学というのはどういうふうな解決なさるおつもりなのでしょうか。

○宮地政府委員 学問の自由と放送法四十四条三項の關係につきましては、先ほど来御質問をいただきまして御説明をしておるわけでございします。この放送大学は、もちろん大学でございします。大学の自治、学問の自由が確保されなければならぬのは当然のことでございます。片方、放送法上の制約といたしまして、放送法四十四条三項がござつておるということも、これは放送に伴う事柄として当然その規制が及ぶということも、放送大学についても、その規定を準用してゐることからも言えるわけでございします。その点の調整は、先ほど来御説明もいたしておるわけでございします。大学自体の適正な自制によりまして、その間の調整を図るといふのが基本的な考え方の一つでございします。そしてまた、放送番組の編成の自由といふことも、そちらと学問の自由との調整の問題につきましては、これを一つの設置主体ということで、特殊法人放送大学学園という形で放送局と大学を同一の設置主体と

いうことにいたしました。その一つの組織体の中でその点についての調整を図つていただくという考え方で、基本的に大変むずかしい問題点でございますけれども、そういう形で私どもはこの放送大学が大学として成り立つもの、かように考えているわけでございします。

なお、お話のように具体的には大学の先生の、たとえば一般の大学でございしても、それぞれ先生の学説といふことがさういふものの中に引かれて講義を聞くということがもちろんあるわけでございますが、私も大学の教官スタッフにつきましては、もちろん、大学の自治を確保する形の規定は、いろいろ評議会の規定その他を設けて、その点は十分確保するような法律の規定は設けてあるわけでございします。實際に行います際には、先ほど来言いましたようなコースチームのようなものが組織されまして、検討をされていくということにならうかと思ひます。また教官、スタッフにいたしましては、この放送大学自体に専任の教員が置かれるのは当然でございますが、ほかに既存の国公私立大学からも積極的に御協力をいただくということで、客員教授というものももちろん大いに活用するつもりでございます。したがって、私も先ほど言いましたように、この放送大学の教育の内容そのものがきつめて質の高い大学教育を提供するようになるものと期待をし、確信をしております。そしてまた、そういう大学教育の中心そのものが国民全体に開かれたものになる、つまり、大学の教育そのものを広く一般国民が視聴するということによりまして、従来とかく閉ざされた形で行われておる一つの欠点として指摘をされておりました既存の大学のあり方といふことも、そういうものにつきます。この放送大学がまさに国民に開かれた大学ということになることによりまして、むしろ従来言われておりますような国民に開かれた形の大学を確保していく一つのよすがといたしたいというふうなところも、一つのねらいとして考

えているところでございします。

○依田委員 先ほどから放送大学の自主性、自律性、つまり人事における文部大臣の権限、こういう問題についていろいろ議論がされておたつたわけでありまして、確かにこの条文を見ますと、理事長、監事は文部大臣が任命する、理事もまた文部大臣の認可を受けて任命されると運営委員会あるいはまたいろいろ評議会、大体文部大臣の権限下に置かれておるわけであります。この三十七条に「文部大臣は、放送大学に對して、教育の調査、統計その他に關し必要な報告書の提出を求めることができる。」、こういうふうにあるわけであります。しかし、この「必要な」といふのがこれまた拡大解釈されますと、いろいろ国の文部大臣の圧力、圧力というのはおかしいですが、大学の自治、学問の自由、こういうものが侵される心配があるのじゃないかと思ひますが、「必要な報告書」、これをもう少しはっきり規定できないものでしょうか。

○宮地政府委員 お答え申し上げます。第三十七条關係で教育の調査、統計に關する報告書の提出を求めることを規定してあるわけでございします。一般論といたしまして、行政機関が所掌する行政事務の運営に必要な範囲内において調査等を行うことは、特に法律上の根拠がなくともできることと考えておりますけれども、必要な報告書を義務的に提出せよという点では法律の規定がなければいけない、かように考えております。

そこで、この規定を設けたわけは、私立学校法において、私立学校に對する所轄庁の権限として規定されている例になつて規定をいたしたものでございまして、文部大臣は、私立大学に對する同様の立場で放送大学の所轄庁として教育の調査、統計その他に關し必要な報告書の提出を求めることができるという規定を設けたものでございします。したがって、この規定は、従来の私立学校法上私立大学に對して持つております事柄と同趣旨の規定を設けたということでございます。

す。

○依田委員 時間がありませんので、ちょっと飛ばさせていただきます。この第一期計画のお金を見てみますと、四年間で資本的投資額が約三百三十億、年間予算百四十億、第二期計画は資本的投資額が四百二十億、年間予算、一番最盛期になると二百九十億、これだけ予算をかけるわけであり、全国二百地点にテレビ、ラジオの送信所ができる、こういうふうになるわけであり、しかも、しかし、いまや放送衛星が目の上へ上がろうとしておるわけであり、もし上がるとするならば、この全国へ設けましたネットワーク、これはまた無用の長物になるわけであり、どうしようか、放送衛星が上がる時点、この辺からスタートさせるようなお考えはないでしょうか。

○宮地政府委員 放送大学の開設時期を、放送衛星の利用が可能になる時期まで待つて考えたらどうかという御質問でございますが、私どもとしては、国民に対して開かれた大学としての放送大学の検討を十年來行つてまいつておりまして、具体的な調査、需要調査その他もいたして、その期待が非常に大きいことは、先ほど来御説明したとおりでございます。

そこでまず、そのためにすでにテレビ並びにラジオについても、全国ネットワークで一波、郵政省との御協議で確保していただいているわけでありまして、これを教育のために放送大学という形で使うわけでございます。電波の利用といたしまして、私どもとしては、こういう教育機会を広く国民に提供するということは有意義なことであらう、かように考えております。

そこで、先ほど来の繰り返しの御説明になるわけでございますが、実際にこの新しい大学をスタートさせるということになりますと、実際問題として具体的にさらに検討しなければならぬ課題もいろいろあるわけであり、それはこの大学が放送を利用することはもとよりでございますが、ほかに学習センターを設けてスクーリングを重視するという事柄がございます。その学習セン

ターのスクーリングと放送事業との組み合わせの問題でございます。かような問題につきまして、は、実際にこの大学がスタートをいたしまして、さらに個々具体的問題についても、なお、いろいろと検討を要する課題があるかと思つております。

したがしまして、それらを勘案いたしまして、まずは東京タワーから電波の届く範囲内でこの放送大学を第一期の計画としてスタートをさせていただきます。というところで御説明を申し上げておるわけでございます。

なお、基本計画にございます、先生御指摘の第一期計画というのは、恐らく青表紙の基本計画の点でお話になったことかと思ひますが、私ども御説明を申し上げておりますこの第一期計画というのは、先ほど言いました東京タワーから電波の届く範囲内ではスタートをいたしまして、具体的に日程で申し上げれば、特殊法人の設立をまずお願いしまして、その特殊法人が大学をつくるということになるわけでございます。実際の学生が入つてまいります時期は、本年度特殊法人が発足をいたしまして、ただいまの日程では昭和五十八年の第二学期からということ想定しているわけでございます。

そこで五十八年度から学生が入つてまいりまして、学年進行という形で最短で卒業生が出る時期ということになりますと、四年後に卒業生が出ることになるわけでございます。私どもとしては、これを教育の機会均等という見地から、全国に広げることとはもちろん、できるだけ早く達成すべきであるということと考えておりますが、まずは第一期の計画の学年進行が完成しましてから、さらに全国に広げていくことを具体的に考えていきたい、かように考えているわけでございます。

放送衛星の問題も、具体的な日程に上がつてきておるといふことは、先ほど郵政省の方から御説明もありましたとおりでございますが、ただ、放送衛星の問題にいたしまして、具体的に放送大学が放送衛星を利用する時期といたしましては、

第一世代の放送衛星は無理でございます。第二世代の放送衛星からというようにことに現実問題としてはなされるわけでございます。そういう第二世代の放送衛星の上ります時期の見通しでございます。とか、放送衛星を使う際の具体的な問題点等については、さらに郵政省を初め関係の省庁ともそれぞれ御協議をさせていただかなければならぬ具体的な課題もございまして、

そういう点を踏まえまして、私どもとしては、まず関東地域から、東京タワーから電波の届く範囲内を第一期のスタートの地域的なものとさせていただきます。というところで御説明を申し上げておるわけでございます。それ以降の計画につきましては、ただいま申し上げましたようなことを踏まえまして、さらに関係省庁ともよく御相談を早急に詰めていただきたい、かように考えております。

○依田委員 放送法改正の絡みについて質問する時間がなくなりましたけれども、時間が参りましたので、これでやめさせていただきます。

○三ツ林委員長 以上をもちまして本連合審査会は終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

放送大学学園法案

放送大学学園法

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 役員及び職員(第八条―第十七条)
- 第三章 運営審議会(第十八条―第十九条)
- 第四章 業務(第二十―二十二条)
- 第五章 放送大学の組織等(第二十一条―第二十四条)
- 第六章 財務及び会計(第二十五条―第三十五条)
- 第七章 監督等(第三十六条―第三十九条)
- 第八章 雑則(第四十条―第四十三条)

第九章 罰則(第四十四条―第四十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 放送大学学園は、放送等により教育を行う大学を設置し、当該大学における教育に必要な放送を行うこと等により、大学教育の機会に對する広範な国民の要請にこたえとともに、大学教育のための放送の普及発達を図ることを目的とする。

(法人格)

第二条 放送大学学園(以下「学園」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 学園は、事務所を千葉県に置く。

(資本金)

第四条 学園の資本金は、一億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、学園に追加して出資することができる。

3 学園は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

4 政府は、第二項の規定により学園に出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができ、

5 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

6 評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 学園は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 学園でない者は、放送大学学園という名

称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條及び第五十條の規定は、学園について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八條 学園に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

2 学園に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第九條 理事長は、学園を代表し、その業務を総理する。

2 理事(非常勤の理事を除く)は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して学園の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 非常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して学園の業務を掌理する。

4 監事は、学園の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命等)

第十條 理事長及び監事は、文部大臣が任命する。

2 理事は、理事長が文部大臣の認可を受けて任命する。

3 学園が設置する大学の学長は、前項の規定にかかわらず、理事となる。ただし、学長が理事長である場合は、この限りでない。

4 学長が理事長である間は、第八條第一項の理事の定数は、同項の規定にかかわらず、三人以内とする。

(役員の任期)

第十一條 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第十二條 次のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員で政令で定めるもの及び非常勤の者を除く)。

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九條各号に掲げる者。

三 放送法(昭和二十五年法律第三十二号)第十六條第四項第二号又は第五号から第七号までに掲げる者。

(役員の解任)

第十三條 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第十四條 役員(非常勤の者を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五條 学園と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が学園を代表する。

(職員の任命)

第十六條 学園の職員は、この法律に特別の定めがある者を除くほか、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十七條 学園の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 運営審議会

(運営審議会)

第十八條 学園に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、二十人以内の委員で組織する。

3 運営審議会は、理事長の諮問に應じ、学園の業務の運営に関する重要事項について審議する。

4 運営審議会は、学園の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

(委員)

第十九條 委員は、学園の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第一條及び第十三條第二項の規定は、委員について準用する。

第四章 業務

(業務)

第二十條 学園は、第一條の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 放送等により教育を行う大学を設置すること。

二 前号の大学における教育に必要な放送を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 学園は、前項各号に掲げる業務を行うほか、同項第一号の大学における教育及び研究に支障のない限り、その施設、設備(放送のための無線設備(電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第二條第四号に規定する無線設備をいう。))を除く)及び教材を当該大学以外の大学における通信による教育その他の教育又は研究のための利用に供することができる。

3 学園は、主務大臣の認可を受けて、前二項に規定する業務のほか、第一條の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

第五章 放送大学の組織等

(学長、副学長及び教員の任免等)

第二十一條 学園が設置する大学(以下「放送大学」という)に、学校教育法第五十八條に規定する学長、副学長、教授その他の職員を置く。

2 学長は、理事長の申出に基づいて、文部大臣が任命する。

3 副学長の定数は、二人以内とする。

4 副学長は、学長の申出に基づいて、理事長が任命する。

5 教員(教授、助教授、講師及び助手をいう。以下同じ)は、学長の申出に基づいて、理事長が任命する。

6 第二項及び前項の申出は、評議会の議に基づいて行われなければならない。

7 第二項及び前項の規定は学長の免職について、第四項の規定は副学長の免職について、前二項の規定は教員の免職及び降任について準用する。

(人事の基準)

第二十二條 前条に定めるもののほか、学長、副学長及び教員の任免の基準、任期、停年その他の人事の基準に関する事項は、評議会の議に基づいて、学長が定める。

(評議会)

第二十三條 放送大学に、評議会を置く。

2 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

一 学長及び副学長

二 評議会が定めるところにより選出される教授 六人以上十二人以内

三 前項第二号の評議員は、学長の申出に基づいて、理事長が任命する。

4 評議会は、学長の諮問に應じ、放送大学の運営に関する重要事項について審議し、及びこの法律の規定によりその権限に属せられた事項を行う。

(他大学の教員等の参加)

第二十四條 放送大学においては、その教育及び

研究の充実に資するため、他大学その他の教育研究機関と緊密に連携し、これらの機関の教員その他の職員の参加を求めるように努めなければならない。

第六章 財務及び会計

(事業年度)

第二十五条 学園の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十六条 学園は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十七条 学園は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十八条 学園は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見を付けて、決算完結後二月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見を付けて、決算完結後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。

3 学園は、第一項の規定により主務大臣の承認を受けた財務諸表を事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十九条 学園は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 学園は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減

額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十条 学園は、主務大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができ、

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(償還計画)

第三十一条 学園は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十二条 学園は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 1 国債その他文部大臣の指定する有価証券の取得
- 2 銀行への預金又は郵便貯金
- 3 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第三十三条 学園は、主務省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十四条 学園は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第三十五条 この法律に規定するもののほか、学

園の財務及び会計に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第七章 監督等

(監督命令)

第三十六条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、学園に対して、その財務又は会計に關し監督上必要な命令を出すことができる。

(報告書の提出)

第三十七条 文部大臣は、放送大学に対して、教育の調査、統計その他に關し必要な報告書の提出を求めることができる。

(報告及び検査)

第三十八条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、学園に対して、その財務若しくは会計に關し必要な報告をさせ、又はその職員に学園の事務所に立ち入り、財務若しくは会計の状況若しくは財務若しくは会計に關する帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(補助金)

第三十九条 政府は、予算の範囲内において、学園に対し、第二十条に規定する業務に要する経費の一部を補助することができる。

第八章 雑則

(放送大学についての教育基本法の適用)

第四十条 放送大学は、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)第九条第二項の適用については、国が設置する学校とみなす。

(解散)

第四十一条 学園の解散については、別に法律で定める。

(主務大臣及び主務省令)

第四十二条 この法律において主務大臣は、文部大臣及び郵政大臣とする。

2 この法律において主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(大蔵大臣との協議)

第四十三条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 1 第三十二条第一号の規定による指定をしようとするとき。
- 2 第三十四条の規定による承認をしようとするとき。
- 2 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十条第三項、第二十六条、第三十条第一項若しくは第二項ただし書、第三十一条又は第三十三条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十八条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

第九章 罰則

第四十四条 第三十八条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした学園の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした学園の役員は、十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により文部大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 第五条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第二十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十二条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十六条の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第四十六條 第六條の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(学園の設立)
第二条 文部大臣は、学園の理事長となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、学園の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員を命じて、学園の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、学園の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 学園は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に放送大学学園という名称を使用している者については、第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条 学園の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭

和五十六年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 学園の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十六條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「学園の成立後遅滞なく」とする。

第九条 放送大学の設置後最初の学長の任命及び放送大学の設置後六月内における教授の任命については、第二十一条第六項の規定は、適用しない。

2 放送大学の設置後六月間は、第二十三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、評議会は、学長、副学長及び教授全員で組織する。放送大学の設置後六月を経過した場合において、教授の数が六人に満たないときも、同様とする。

(学校教育法の一部改正)

第十条 学校教育法の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

第一項の規定にかかわらず、放送大学学園は、大学を設置することができる。

第五十四條の二に次の一項を加える。

大学には、通信による教育を行う学部を置くことができる。

第六十四條中「又は私立の」を「若しくは私立の大学又は放送大学学園の設置する」に改める。

第六十九條の二第四項中「及び第五十四條を」第五十四條及び第五十四條の二第二項に改め、同条第六項中「行なう学科」を「行う学科又は通信による教育を行う学科」に改める。

第七十六條中「第五十四條の二」を「第五十四條の二第一項」に改める。

(放送法の一部改正)

第十一条 放送法の一部を次のように改正する。

目次中第二章 日本放送協会 第七條 第五十條を「第二章 日本放送協会(第七條 第五十條) 第二章の二 放送大学学園(第五十條の二)」に改める。

第九條第二項第七号中「必要な資料を」の下に「放送大学学園(以下「学園」という。)(若しくは)を加える。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 放送大学学園

(学園の放送等についての協会の規定の準用)
第五十條の二 第四十三條及び第四十八條の規定は、学園の放送局の廃止及び放送の休止について準用する。

2 第四十四條第三項及び第五項並びに第四十六條の規定は、学園の放送番組の編集及び放送について準用する。

3 第四十四條の七及び第四十九條の二の規定は、学園に準用する。

第五十一條中「協会」の下に「及び学園」を加える。

第五十五條中「協会」の下に「又は学園」を加え、同条第二号中「第四十三條第一項」の下に「(第五十條の二第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十八條中「協会」の下に「又は学園」を、「第四十三條第二項」の下に「(第五十條の二第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十九條中「第五十三條」を「第五十條の二第三項及び第五十三條」に改める。

(文部省設置法の一部改正)

第十二條 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百六号)の一部を次のように改正する。

第九條第二号の次に次の一号を加える。

二の二 放送大学学園に関する事。

(郵政省設置法の一部改正)

第十三條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十條の三第一項第十六号の三の次に次の一号を加える。

十六の四 放送大学学園に関する事。

第十條の三第二項第二号中「第十六号」の下に「及び第十六号の四」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十四條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中「国立劇場」の下に「放送大学学園」を加える。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第十五條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「日本學術振興會」の下に「放送大学学園」を加える。

(所得税法の一部改正)
第十六條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表貿易研修センターの項の次に次のように加える。

放送大学学園	放送大学学園法(昭和五十五年法律第 号)
--------	----------------------

(法人税法の一部改正)
第十七條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表阪神高速道路公団の項の次に次のように加える。

放送大学学園	放送大学学園法(昭和五十五年法律第 号)
--------	----------------------

(印紙税法の一部改正)

第十八條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表阪神高速道路公団の項の次に次のように加える。

放送大学学園

放送大学学園法(昭和五十五年法律第

号)

(登録免許税法の一部改正)

第十九条 登録免許法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第二の表阪神高速道路公団の項の次に次のように加える。

放送大学学園

放送大学学園法(昭和五十五年法律第

号)

理由

大学教育の機会に対する広範な国民の要請にこたえとともに、大学教育のための放送の普及発達を図るため、国の出資により放送大学学園を設立し、放送等により教育を行う大学を設置し、当該大学における教育に必要な放送を行う等の業務を行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十五年十一月八日印刷

昭和五十五年十一月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局